

令和6年10月24日

大都市制度・行財政改革特別委員会

企画調整部企画課

浜松市総合計画基本計画の策定について

◆ 資 料 ◆

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 策定スケジュールについて |
| 資料2 | パブリック・コメントの結果報告について |
| 資料3 | 浜松市総合計画基本計画（最終案）について |
| 資料4 | 基本計画の参考資料について |
| 資料5 | 第4回浜松市基本計画検討委員会について |
| 参考 | 市民意見とその意見に対する市の考え方 |

次期基本計画策定スケジュール(予定)

資料1

	月	議会 (大都市制度・行財政改革特別委員会)	検討委員会	市民意識調査(アンケート等) パブリック・コメント 区協議会 等
2023年度 (R5年度)	9	○特別委員会(9/27) ・策定の進め方 ・スケジュール		
	10			
	11			○アンケートの発送、回収、集計 ↓
	12			
	1	○特別委員会(1/31) ・浜松市総合計画の概要 ・市民意識調査(アンケート)中間報告 等	○第1回検討委員会(1/16) ・浜松市総合計画の概要 ・市民意識調査(アンケート)中間報告 等	○アンケートの分析 ↓
	2			○広聴モニター調査の実施 集計 ↓
	3			
2024年度 (R6年度)	4			
	5	○特別委員会(5/17) ・現行計画の評価・検証結果 ・市民意識調査の最終報告 等	○第2回検討委員会(5/7) ・現行計画の評価・検証結果 ・市民意識調査の最終報告 等	
	6		○第3回検討委員会(6/25) ・基本計画(素案) ・基本計画の指標の考え方	
	7	○特別委員会(7/1) ・基本計画(素案) ・基本計画の指標の考え方		○アンケートの実施(基準値設定) ↓
	8	○特別委員会(8/5) ・基本計画パブリック・コメント案 等		○パブリック・コメントの実施 (8/16～9/17) ↓ ○区協議会への報告 ↓
	9			
	10	○特別委員会(10/24) ・パブリック・コメント結果報告 ・基本計画(最終案、参考資料)	○第4回検討委員会(10/16) ・パブリック・コメント結果報告 ・基本計画(最終案、参考資料)	
	11	○議案提出 ○常任委員会		
	12	○議決		○参考資料の作成 ○実施計画の作成 (指標、個別計画一覧、用語集) ↓
	1			
	2			
	3			
2025年度 (R7年度)	4	計画期間開始		

浜松市総合計画基本計画（案）パブリック・コメント意見募集 結果と市の考え方の概要

1 募集結果

実施時期：令和 6 年 8 月 16 日（金）～令和 6 年 9 月 17 日（火）

意見提出者数：120 人・2 団体

意見数：352 件（提案 41 件、要望 248 件、質問 54 件、その他 9 件）

意見に対する考え方：案の修正 23 件、今後の参考 211 件、盛り込み済 25 件、
その他 93 件

2 主な意見と市の考え方

「協働」の使い方について

- 基本計画の随所に出てくる「協働」については、協働は、行政が用意したお膳立てをほかの市民や企業、団体と協力して行うことを指し示す。現代の課題解決には、行政全体が政策オープンイノベーションを進めて、市民や企業、団体と共に新しい価値をつくる「共創」の時代が到来しているといえる。言葉に時代遅れ感がある「協働」を使い続けていいのであろうか。（市の考え方 P2・提案 3）

【市の考え方】今後の参考

総合計画基本構想における都市の将来像として「市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」を掲げています。「共創」は、市民、団体、企業及び市が多角的及び多元的に連携して取り組む「協働」に包含される表現と捉え、本計画では「協働」を使用します。

基本計画の PDCA サイクル

- より良いまちづくりを実施するためには、これまでの都市計画政策で不足していたところを列挙して振り返り、その反省をもとに何をすべきかを論ずる必要があるが、その姿勢が感じられない。このように PDCA が回っていないのは非常にまずいと思う。（市の考え方 P5・要望 14）

【市の考え方】今後の参考

本市では、毎年、次年度以降の事業展開に向けて、前年度の実施計画にかかる評価レポートを作成・公表しています。また、第 2 回浜松市基本計画検討委員会（2024 年 5 月 7 日開催）において「浜松市総合計画基本計画（第 1 次推進プラン）評価・検証」として第 1 次基本計画の検証を行いました。本計画の政策立案にあたっては、上記を踏まえて検討しました。

検討委員会の内容・資料については、市ホームページをご覧ください。

(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/totalplan2015/kihoniinka_i2024.html)



P4 総論 (2) 第2期基本計画の概要 ①ウェルビーイングの視点

- ・「幸福を実感できる計画」というのはおかしい。計画だけ立派であっても実現できなければ意味がない。「幸福を実感できる社会を実現するための計画」とすべきではないか。(市の考え方 P9・提案 8)

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見により、以下のとおり修正します。

《修正内容》

P4 ウェルビーイングの視点

(修正前)

「幸福を実感できる計画」

(修正後)

「幸福を実感できる暮らしを実現する計画」

P8 まちづくりの基本理念 (1) 未来へ向けた持続可能なまちづくり

- ・持続可能なまちづくりとして人口減少社会からの転換とあるがどのような意味か。「転換」という言葉がふさわしいかどうかを検討してほしい。(市の考え方 P15・要望 34)

【市の考え方】その他

人口減少社会からの転換とは、出生率の低下や少子化、若者の流出を食い止め、人口減少の進行を緩やかにして、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

まちづくりの基本理念の「(1) 未来へ向けた持続可能なまちづくり」において「出生率の低下や少子化、若者の流出を食い止め、人口減少社会からの転換を図り、再び成長するまちを目指します」としており、人口減少が緩やかになるような施策を検討していきます。

P11 分野別計画 全体について

- ・「人とモノの移動」は、都市の根幹をなす要素である。ところが、「都市・交通」の分野がないため、公共交通の基盤整備は半世紀近く放置され、路線バス事業は危機的状況にある。それにも関わらず「バスを基本としていく」という無責任な交通政策が続いている。「都市・交通」の分野を追加し、「現状と課題」を明記したうえで、10年でやるべき「重点施策」を明記し、推進していく必要がある。(市の考え方 P26・提案 17)

【市の考え方】今後の参考

都市や交通については分野別計画における「安全・安心・快適」が該当します。

本計画は、未来の理想の姿の実現に向けて、今後10年間の取組の方向性を示したものです。現状や課題については、毎年、次年度以降の事業展開に向けて、前年度の実施計画にかかる評価レポートを作成・公表しています。また、第2回浜松市基本計画検討委員会(2024年5月7日開催)において「浜松市総合計画基本計画(第1次推進プラン)評価・検証」として第1次基本計画の検証を行いました。

今後の施策の具体的な内容については、個別計画や毎年策定する実施計画におい

て明確にしていきたいと思います。

検討委員会の内容・資料については、市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/totalplan2015/kihoniinka2024.html>)



P15 産業経済 基本政策 1 世界を市場とする産業・サービスの創造

- ・「グローバル・サウス」の表現が難しいため、「途上国や新興国」の言葉に替えてはどうか。また、「創業や事業継承を希望する企業や個人」の「企業」を、前段に記載してある「地域企業」と統一し、「創業や事業継承を希望する地域企業や個人」に替えてはどうか。(市の考え方 P28・提案 18)

【市の考え方】案の修正

国（内閣官房）においても「グローバルサウス諸国との連携強化推進会議」を 2023 年 10 月に設置し、開催しているため、10 年間の基本計画の期間を鑑み表現はこのままとしますが、用語の説明のため、参考資料として用語集を作成します。

また、いただいた意見により、以下のとおり修正します。

《修正内容》

P15 政策 2 企業力強化による地域の稼ぐ力の向上

（修正前）

「創業や事業承継を希望する企業や個人に対し、新たな挑戦を包括的に支援します。」

（修正後）

「創業や事業承継を希望する地域企業や個人に対し、新たな挑戦を包括的に支援します。」

P21 こども・教育 10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・「こども家庭庁」が目指す「こどもまんなか社会」にある子どもの権利の擁護が図られることが、計画に盛り込まれていない。子どもの権利について、しっかりと計画に盛り込んで欲しい。(市の考え方 P34・要望 100)
 - ・こども基本法に基づいた、こどもが権利の主体者であることの視点が薄いように感じる。「こども若者の参加をすすめる、こどもの権利が保障されたまちづくりをすすめていく」というような方向性を入れてほしい。(市の考え方 P35・要望 103)
- など 7 件

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見により、以下のとおり修正します。具体的な取組は、個別計画を定める上で検討していきます。

《修正内容》

P21 10年後（2034年）の理想の姿

（修正前）

「全ての子どもや若者が、生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、将来に夢や希望を持つことができる。」

（修正後）

「全ての子どもや若者が、生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、権利の擁護が図られ、将来に夢や希望を持つことができる。」

P21 子ども・教育 10年後（2034年）の理想の姿

- ・「魅力ある優れた『はままつの先生』の確保や魅力向上に取り組むとともに」とあるが、他地域からも注目されるくらい大きな差別化を伴わないと実現できず、具体的な展望を示すべきである。現実には、魅力のありすぎる先生は職場で叩かれる可能性もある。その保護も考えるべきであるが、考えを示していただきたい。（市の考え方 P38・要望 107）

【市の考え方】今後の参考

教員の魅力向上と併せて、全ての教員が安心していきいきと働ける環境を整えていく必要があると考えます。ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とします。

P25 子ども・教育 基本政策2 自分や浜松の未来を創る人づくり

- ・「いじめ」について取り上げられていないのはなぜか。（市の考え方 P47・質問 38）

【市の考え方】案の修正

いじめ問題への対応など、学校安全の推進は、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいく必要があると考えており、以下のとおり案を修正します。

《修正内容》

P25 政策4 安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

（修正前）

「家庭・地域・関係機関などとの連携・協働により、学校安全の推進を図ります。」

（修正後）

「家庭・地域・関係機関などとの連携・協働により、登下校における安全確保やいじめ問題への適切な対応など、学校安全の推進を図ります。」

P29 安全・安心・快適 基本政策 1 みんなの力で自然災害から生き残る

・能登地震のような大規模災害発生時に、浜松市は早期に復興できるよう対策を考えているのか。自然災害の被害に対する対策をすべきである。(市の考え方 P50・要望 138)

【市の考え方】その他

自然災害に対しては、浸水被害の防除及び軽減、安全で安心して利用できる道路ネットワークの構築、市民の防災意識の向上など、ハードとソフトの両面による災害に強いまちづくりを行っていきます。具体的な内容については、個別計画や毎年度作成する実施計画において明確にしていまいります。

P29 安全・安心・快適 基本政策 1 みんなの力で自然災害から生き残る

・「各種団体や関係機関がともに協働・連携して・・・」に「行政が中心となり各種団体・・・」と「行政が中心となり」を入れて欲しい。(市の考え方 P50・要望 141)

【市の考え方】案の修正

政策 2 では、行政が避難生活環境の維持改善を行うことを前提として記載していますが、行政が実施していることが読み取りやすいよう、以下のとおり修正します。

《修正内容》

P29 政策 2 災害関連死ゼロに向けた避難生活環境の維持改善の推進

(修正前)

「各種団体や関係機関がともに協働・連携して在宅避難者を含めた被災市民の生活環境の維持・改善に努めます。」

(修正後)

「各種団体や関係機関とともに協働・連携して在宅避難者を含めた被災市民の生活環境の維持・改善に努めます。」

P33 安全・安心・快適 基本政策 4 災害に強く、安全で快適な社会基盤の構築と強化

・14 年以上、政令市人身事故ワーストを脱却するという強い意思表示がないのはなぜか。浜松は交差点の信号無視がひどい。それを検挙して根絶するだけでも交通事故は半減するはずである。(市の考え方 P62・要望 189)

【市の考え方】今後の参考

交通事故防止は、市だけでなく警察や交通安全協会等関係団体、地域や学校が一体となって取り組むことが重要だと考えます。ご意見については、今後の施策の検討の際に参考とします。

P36 安全・安心・快適 基本政策 6 健全な水循環に貢献する強靱で安全・安心な上下水道の経営

- ・いまだに浜松市は「水道民営化」をやりたいように感じる。海外での失敗例に事欠かない民営化をなぜまだやりたいのか、理解できない。ライフラインである「水」を海外の会社に委ねて安心した生活がおくれるか。ましてや南海トラフ地震がいつ起こるかもわからないこの地区で、大きな被害がでたときに民営化されていて迅速な対応・修理ができるのか。特に、ここにある「官民連携などによる」の言葉の裏に民営化の思惑があるのではと勘ぐってしまう。ここでの「民」とは誰を指すのか明確にしてほしい。水道事業が赤字であるならば、値上げも仕方ないが、なぜ赤字になっているのか、赤字を解消するにはどのようにしたらいいのか、ここも具体的に書いてほしい。甘い見通しばかりが書かれて、いきなり「民営化」や「値上げ」では市民も困る。今の状況をわかりやすく出してほしい。(市の考え方 P63・要望 195)

【市の考え方】今後の参考

安全・安心な上下水道サービスの提供を持続可能なものにするため、経営効率化に努めることが公営企業としての責務と認識しています。なお、「官民連携」とは、市（官）が事業の実施主体として、民間事業者等と連携し、それぞれ互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や市民満足度の最大化を図る手法です。ご意見については、今後の施策を検討する際に参考とします。

P41 環境・くらし 基本政策 3 地域コミュニティの充実

- ・区が再編されて3区体制になり、地域、区ごとの異なる点を含め、全然触れられていない。(市の考え方 P68・要望 207)
- ・各地域の人たちにとって、1つの単位、拠り所として、区を考えるので、言葉としてフォローしていただくほうがよいと感じる。(市の考え方 P68・要望 208)

など 4件

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見により、区政運営についての記載を追記します。

《修正内容》

P41 政策 1 市民が地域やコミュニティの一員として活躍できる社会の実現

(修正前)

記載なし

(修正後)

「区協議会などを通して地域の声を丁寧に伺い、各区の特性や地域資源を活かした区政運営に取り組みます。」

P43 健康・福祉 取組の方向性

- ・「年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、切れ目のない支援に取り組みます」とあるが、発達障害など「福祉には該当しないが、社会生活に困難を抱える人」へのライフステージの変化に対応できる支援体制を整備する計画はあるか。（市の考え方 P70・質問 48）

【市の考え方】今後の参考

どのような社会的困難を抱える人に対しても支援できるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制を整備してまいります。

P55 文化・スポーツ 基本政策 2 「する」「みる」「ささえる」でまちを元気にするスポーツの推進

- ・アーバンスポーツ、特にスケートボードを行うことができ、大会を運営できる施設の整備をしてほしい。若者が夜中に街中でスケートボードを行っており危険である。しかし近年、スケートボードは若者の間で人気であり、活躍も著しい。禁止にするのではなく、若者の将来の選択肢を増やすためにも施設を建設し、支援してほしい。（市の考え方 P80・要望 237）

【市の考え方】今後の参考

公園内においてスケートボードができる施設については、令和 5 年度に策定した「スケートパーク整備方針」に基づき整備を推進しています。本方針に基づき、大会が開催できる施設の整備については、利用者が増加しニーズが高まった段階で検討してまいります。

P57 地方自治 10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・“浜松市総合計画「基本構想」”は、前市長時に策定されたもので、行革と徹底した経費削減の緊縮財政が基本となっている。そのため、未来ビジョンは「1 ダーシスの未来」という、どこの都市にも当てはまるような美辞麗句で綴られた骨抜きの計画となっています。「第 2 期基本計画」もその考え方が踏襲されており、「先送りのできない課題」と、10 年でやるべき「目標」「重点施策」が示されていない。中野市政がめざす「地方創生」を実現するには「未来への投資」が不可欠であり、次世代に責任の持てる未来を築くためには積極財政に転じ、そのうえで「第 2 期基本計画」に練り直すべきと考える。（市の考え方 P81・要望 242）

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見により、財政運営の目標についての記載を追記します。なお、課題や重点施策など具体的な内容については、策定中の財政運営に関する計画や毎年度の予算において示してまいります。

《修正内容》

P57 10年後（2034年）の理想の姿

（修正前）

記載なし

（修正後）

「引き続き安定的な財政運営が進められている。」

P57 地方自治 取組の方向性

- ・「（公助としての）市や議会の取組みを市民へわかり易く知らせる「広報はままつ」により、市民の共通理解を深める」という項目を追加し、市民意識を醸成すべき。個人としても、若者でも、気軽に「市への要望」を提出できるようなくみがあれば共助につながる。広報を通じた啓発も必要である。（市の考え方 P81・提案 38）

【市の考え方】案の修正

市民と行政との共通理解を深めるとともに、市民の声をしっかりと聴くことは重要だと考えています。いただいたご意見により、以下のとおり修正します。具体的な内容については、毎年度策定する実施計画において明確にまいります。

《修正内容》

P57 取組の方向性

（修正前）

「あらゆる機関から情報を収集するとともに、様々なツールを活用して市政情報をわかりやすく伝えます。」

（修正後）

「市民の声にしっかりと耳を傾けるとともに、多様な機関から情報を収集し、様々なツールを活用して市政情報をわかりやすく伝えます。」

P57 地方自治 取組の方向性

- ・「地方創生」のための未来への投資と、過去に備されたインフラの老朽化対策には多額の財源が必要である。市がインフラの老朽化対策に、今後 50 年間に約 2 兆 3 千億円（毎年約 460 億円）が必要（令和 5 年度浜松市の資産のすがた）としている通り、財源不足は明白である。厳しい財政状況を明記し、市民が認識することで、税金の無駄遣いをなくし、どの政策を優先すべきかを考え、適正・公正・公平・効率的な財政運営が可能となる。また、財源不足を補うため、市税等の自主財源増収を図るための政策を、積極的に推進する必要がある。（市の考え方 P82・要望 243）

【市の考え方】案の修正

市税等の自主財源を確保していくことは重要だと考えます。いただいたご意見により、財務部の取組についての記載を追記します。

《修正内容》

P57 取組の方向性

(修正前)

「適正な債務管理と必要な投資の両立によるしなやかな財政運営を行うとともに、保有財産・公共施設の適正化、民間活力の導入を進めます。」

(修正後)

「適正な債務管理と必要な投資の両立によるしなやかな財政運営を行うとともに、市税をはじめとした財源の確保、保有財産・公共施設の適正化、民間活力の導入を進めます。」

浜松市総合計画基本計画 (案)

【2025～2034 年度】

目次

1	総論	1
	(1) 総合計画の概要	2
	(2) 第2期基本計画の概要	4
2	まちづくりの基本理念	7
3	分野別計画	11
	(1) 産業経済	13
	(2) こども・教育	21
	(3) 安全・安心・快適	27
	(4) 環境・くらし	37
	(5) 健康・福祉	43
	(6) 文化・スポーツ	51
	(7) 地方自治	57

総論

(1) 総合計画の概要

①総合計画の構成

浜松市では、2014 年 12 月に市の最上位計画である総合計画を策定しました。

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層で構成しています。

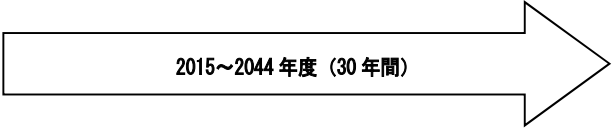
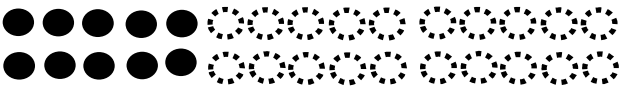
基本構想では、世代を通じて共感できる「未来」を創造するために、1 世代 (=30 年) 先の未来の理想の姿を描いています。

基本計画においては未来の理想の姿の実現に向けて、長期的な展望に立って総合的な政策を定めています。

実施計画は基本計画に掲げた 10 年後の姿を達成するため、事業実施の核として毎年度作成し、計画的な進捗管理を行います。

なお、策定にあたっては目標となる将来の理想の姿を想定し、その姿から現在を振り返り、今すべきことを定める考え方 (=バックキャスティング) を取り入れています。

【浜松市総合計画の構成・期間・内容】

基本構想 (30 年)	世代を通じて共感できる 「未来」を創造	
基本計画 (10 年)	次世代に責任が持てる 「いま」を創造	
実施計画 (1 年)	目標の達成に向けて 毎年度策定	

②基本構想の概要

基本構想では 2015 年の策定当時から 1 世代先となる 30 年後（2045 年）を見据えて、都市の将来像や 1 ダースの未来を定めました。

基本構想

都市の 将来像

市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

未来の浜松をつくるのは、私たち市民です。
私たちは、2045 年を見据えて、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を「都市の将来像」に掲げます。
私たちは、世界に誇る技術と文化を有する都市を受け継ぎました。県庁所在地でもなく、大都市近郊でもない 1 つの「まち」が、ものづくりを中心に自立的な発展を遂げ、政令指定都市へと移行できたのは、先人の高い創造性とたゆみない努力、何事にも果敢に挑戦する市民意識のたまものです。
私たちは、このすばらしい都市と精神を次代に引き継ぐため、長期的な展望に立って、課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造します。

- ・技術も文化も国際色豊かなクリエイティブシティ[創造都市]
- ・小さな歯車が重なって大きな「こと」を動かす[市民協働]
- ・新しさを生む伝統を未来へつなぐ[ひとつづくり]

1 ダースの 未来

1	つくる【創る】 [産業・文化]	「見たこともない」感動をつくる。
2	たかめる【高める】 [農林水産業]	自然の恵み × 浜松スパイス = 付加価値∞。
3	いかす【活かす】 [エネルギー]	日当たり良好、未来に無駄なし。
4	めぐらす【巡らす】 [環境]	エコ(ecological) = エコ(economical)。
5	つなぐ【繋ぐ】 [多様性]	「都会」と「田舎」。両方あって丁度良い。
6	みとめあう【認め合う】 [多文化共生]	似ていない。だから、うまくいく。
7	ささえあう【支え合う】 [安全・安心]	安心で選ばれる。安全だから選ばれる。
8	はぐくむ【育む】 [子育て・教育]	子どもは将来を担う地域の宝。みんなで愛情を注ぐ。
9	みのもる【実る】 [老い方]	若きに引き継ぐ、カッコいい老い方。
10	はたらく【働く】 [働き方]	「やってみたい」を自由にチャレンジ。
11	かえる【変える】 [住まい方]	都市（まち）だって、スリムになりたい。
12	むすぶ【結ぶ】 [情報社会]	もはや遠距離は、妨げではない。

(2) 第2期基本計画の概要

①計画の特徴

計画の策定にあたっては、次の点を踏まえて検討を行いました。

- ・バックカスティングの考え方
- ・ウェルビーイングの視点

バックカスティングの考え方

人口減少や感染症のまん延、激甚化する自然災害等、本市を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

計画の策定にあたっては、第1期基本計画の策定時と同様に、基本構想（浜松市未来ビジョン）で描いた未来の理想の姿を実現するため、第2期基本計画の計画期間（2025～2034年度）に取り組むべきことを整理するバックカスティングの考え方を採用しました。

ウェルビーイングの視点

第2期基本計画では、物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることができない健康や心の豊かさ、地域、人とのつながりなども重視し、一人ひとりが幸福を実感できる暮らしを実現する計画とするため、ウェルビーイングの視点を取り入れました。

生活満足度や将来への期待度などに関する市民意識調査を実施し、要因などの分析に基づいて、政策を立案しました。

②計画の期間

2025～2034年度（10年間）

③計画の構成

- ・まちづくりの基本理念

基本構想に含まれる要素や第1期基本計画策定後の社会経済環境の変化を盛り込み、分野横断的な6つの柱を設定しました。

- ・分野別計画

「産業経済」「こども・教育」「安全・安心・快適」「環境・暮らし」「健康・福祉」「文化・スポーツ」「地方自治」の7分野を設定し、分野における10年後の理想の姿や取組の方向性を記載するとともに、基本政策と政策の内容を体系的に記載しました。

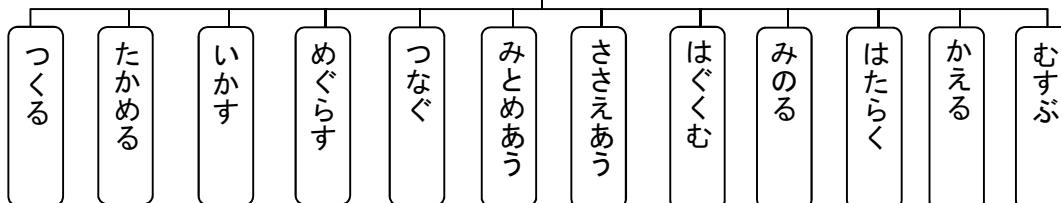
④計画の体系

基本構想（浜松市未来ビジョン） 計画期間 30 年：2015～2044 年度

都市の将来像

市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』

1 ダースの未来（理想の姿）

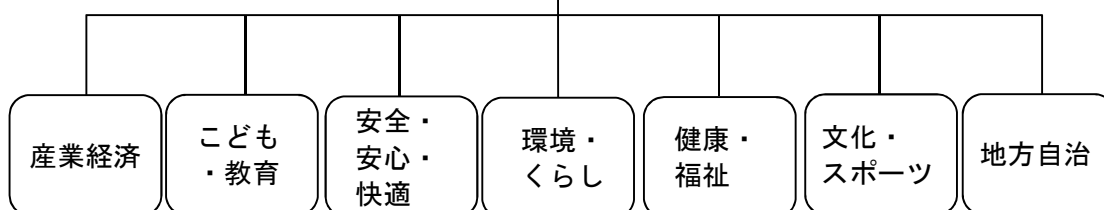


第2期基本計画 計画期間 10 年：2025～2034 年度

～まちづくりの基本理念～

- 1 未来へ向けた持続可能なまちづくり
- 2 幸福が実感できる豊かなくらしの実現
- 3 活力ある地域経済の振興
- 4 共助型社会の構築
- 5 にぎわいと魅力の創造
- 6 拠点ネットワーク型都市構造の形成

分野別計画



個別計画

実施計画 計画期間 1 年（毎年度策定）

まちづくりの基本理念

(1) 未来へ向けた持続可能なまちづくり

出生率の低下や少子化、若者の流出を食い止め、人口減少社会からの転換を図り、再び成長するまちを目指します。

地震や津波、豪雨による自然災害のリスクに対しては、浸水被害の防除及び軽減、安全で安心して利用できる道路ネットワークの構築、市民の防災意識の向上など、ハード・ソフトの両面による災害に強いまちづくりを行います。

特に中山間地域については、地理的条件に配慮した取組を進めるとともに、多様な魅力と固有の特性を活かした地域振興を図ります。

県と県内市町、三遠南信地域内の各自治体との連携を推進します。

社会経済環境の変化や未知の感染症など、多様化・複雑化する課題に対応し、市民が安心して生活できるよう、中長期的な視点に基づくしなやかな財政運営や分野横断的な体制の構築、あらゆる分野におけるDXの取組を推進します。

カーボンニュートラル・脱炭素社会や循環共生型社会の実現に向けた取組を推進します。

(2) 幸福が実感できる豊かなくらしの実現

地域、企業、団体など、あらゆる主体との協働を念頭に置いた取組や、全ての市民がデジタル化による生活の便利さと快適さを実感できる社会づくりを進め、幸福実感の向上を目指します。

水と緑に囲まれた多様で豊かな自然環境を保全し、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

市民が病気を予防し、健康寿命を延伸することにより、健康で幸せに暮らすことを通じて地域が発展する社会を構築するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるくらしを実現します。

誰でも、いつでも、希望に応じて学びなおすことができる生涯現役社会の実現を目指します。

(3) 活力ある地域経済の振興

従来の枠組みを超えて新たな産業の芽を伸ばし、地域企業の素晴らしい技術や製品、商品、サービスをはじめとする浜松の産業の強みを活かすことで、産業基盤のさらなる強化を図り、さらに稼げる産業に導きます。

スタートアップへの支援、企業誘致を通じて地域で稼ぐ力を高め、地域経済の活性化を図り、海外を含む高度人材の集積や多様で柔軟な働き方の推進により、国内外から選ばれる地域を目指します。

生産性向上から販売力強化までの総合的な支援による、農林水産業のさらなる発展を図ります。

（４）共助型社会の構築

次代を担うこどもたちの健やかな成長のため、地域全体でこども・子育てを支える社会を構築します。

地域の課題解決に向けては、市政情報を積極的・効果的に発信するとともに、基礎自治体の主役である市民の意見をボトムアップで市政に反映していきます。

様々な主体が、みんなで地域を支え合う意識の下、さらなる連携・協働によるまちづくりを推進し、一人ひとりが持つ違いを認め、尊重し合い、誰もが個性や能力を活かして、自分らしく活躍できる社会を構築します。

高齢者や障がい者及びその家族などが抱える複合的な福祉課題に対応するため、様々な支援機関による重層的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。

（５）にぎわいと魅力の創造

地域を盛り上げ、絆を強める力となる数多くの民俗芸能や伝統文化を引継ぎ、音楽をはじめとする豊かな文化・芸術による地域振興を実現します。

大規模スポーツ施設の整備や観戦機会の創出、国際大会、全国大会の誘致などによるハード・ソフトの一体的な取組によるにぎわいを創出します。

世界に誇れる地域資源や強みを活かした、戦略的な都市ブランドの構築を進めるとともに、若者や女性をはじめとした多くの人に選ばれるような、にぎわいと魅力あふれるまちづくりを推進します。

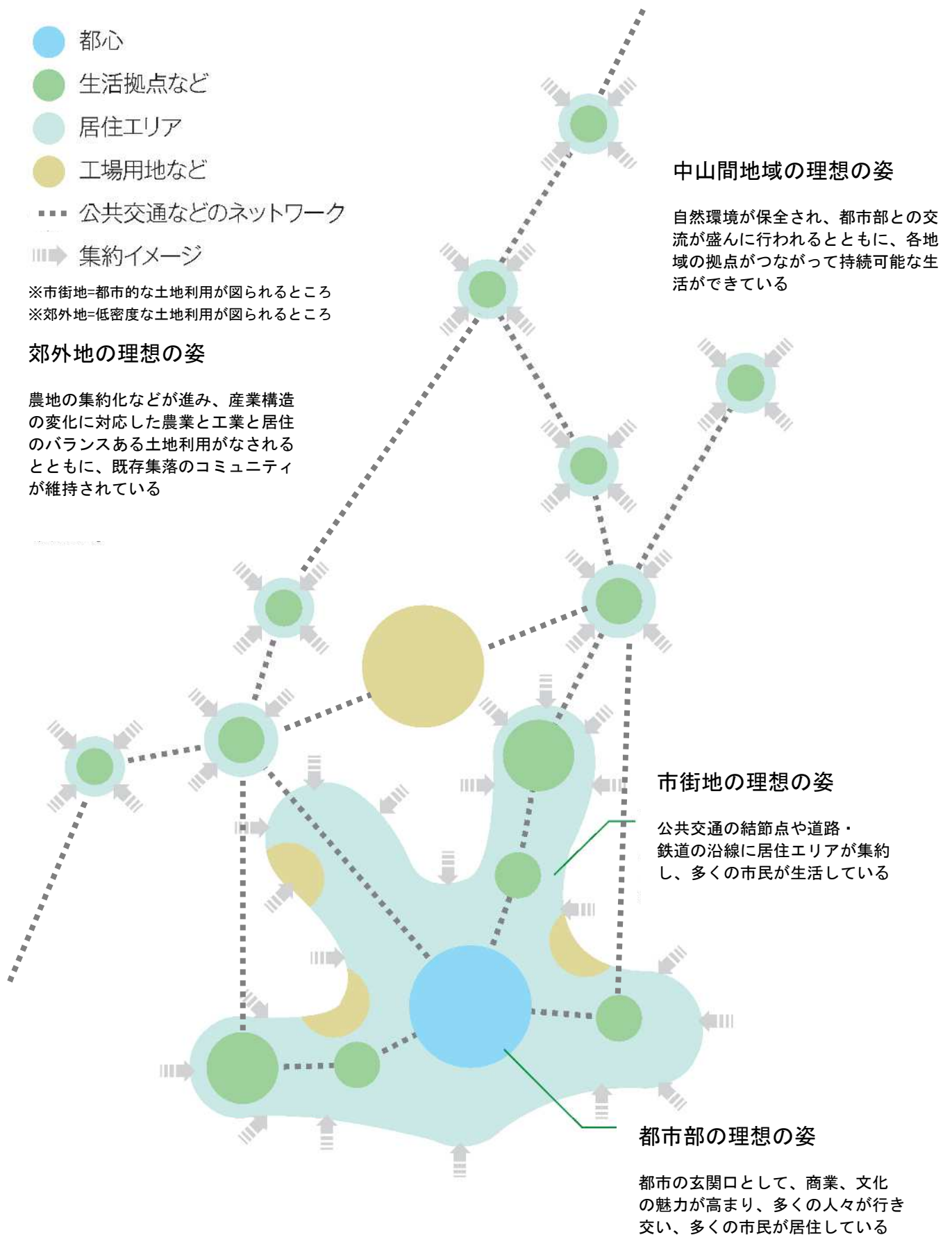
まちなかでも中山間地域でも、多様な人々が集い、交流し、滞在できる、魅力ある地域づくりを進め、地域の多様性や寛容性を活かした移住、定住のさらなる促進を図ります。

（６）拠点ネットワーク型都市構造の形成

長期的な視点に立ち、居住エリア、農業や工業などの産業を振興するエリア、自然環境を保全するエリアなど、整備と開発、保全のバランスが取れた都市空間を実現し、都市の機能性と市民生活の利便性に配慮したコンパクトな拠点をつなぐネットワーク型都市構造の形成を目指します。

都市機能が集積した複数の拠点や生活拠点などをつなぐ道路、交通のほか、上下水道などの公共インフラの最適な整備を行います。

図：それぞれのコンパクトな拠点をつなぐネットワーク型都市構造



分野別計画

産業経済	13
こども・教育	21
安全・安心・快適	27
環境・くらし	37
健康・福祉	43
文化・スポーツ	51
地方自治	57

1 ダースの未来

1 ダースの 未来

1	つくる【創る】 [産業・文化]	「見たこともない」感動をつくる。
2	たかめる【高める】 [農林水産業]	自然の恵み × 浜松スパイス = 付加価値∞。
3	いかす【活かす】 [エネルギー]	日当たり良好、未来に無駄なし。
4	めぐらす【巡らす】 [環境]	エコ(ecological) = エコ(economical)。
5	つなぐ【繋ぐ】 [多様性]	「都会」と「田舎」。両方あって丁度良い。
6	みとめあう【認め合う】 [多文化共生]	似ていない。だから、うまくいく。
7	ささえあう【支え合う】 [安全・安心]	安心して選ばれる。安全だから選ばれる。
8	はぐくむ【育む】 [子育て・教育]	子どもは将来を担う地域の宝。みんなで愛情を注ぐ。
9	みのも【実る】 [老い方]	若きに引き継ぐ、カッコいい老い方。
10	はたらく【働く】 [働き方]	「やってみたい」を自由にチャレンジ。
11	かえる【変える】 [住まい方]	都市（まち）だって、スリムになりたい。
12	むすぶ【結ぶ】 [情報社会]	もはや遠距離は、妨げではない。

産業経済	No. 1 つくる【創る】 No. 2 たかめる【高める】 No. 3 いかす【活かす】 No.10 はたらく【働く】 No.12 むすぶ【結ぶ】	こども・教育	No. 6 みとめあう【認め合う】 No. 7 ささえあう【支え合う】 No. 8 はぐくむ【育む】 No.10 はたらく【働く】 No.12 むすぶ【結ぶ】
安全・安心・快適	No. 4 めぐらす【巡らす】 No. 5 つなぐ【繋ぐ】 No. 7 ささえあう【支え合う】 No.11 かえる【変える】 No.12 むすぶ【結ぶ】	環境・くらし	No. 3 いかす【活かす】 No. 4 めぐらす【巡らす】 No. 5 つなぐ【繋ぐ】 No. 7 ささえあう【支え合う】 No.12 むすぶ【結ぶ】
健康・福祉	No. 1 つくる【創る】 No. 7 ささえあう【支え合う】 No. 9 みのも【実る】 No.10 はたらく【働く】 No.12 むすぶ【結ぶ】	文化・スポーツ	No. 1 つくる【創る】 No. 5 つなぐ【繋ぐ】 No. 9 みのも【実る】 No.11 かえる【変える】 No.12 むすぶ【結ぶ】
地方自治	No. 1 つくる【創る】 No. 2 たかめる【高める】 No. 3 いかす【活かす】 No. 4 めぐらす【巡らす】 No. 5 つなぐ【繋ぐ】 No. 6 みとめあう【認め合う】	No. 7 ささえあう【支え合う】 No. 8 はぐくむ【育む】 No. 9 みのも【実る】 No.10 はたらく【働く】 No.11 かえる【変える】 No.12 むすぶ【結ぶ】	

産業経済

将来の理想の姿（2044 年）

創造性と安定性を兼ね備えた浜松の産業が、
世界経済を支えている。



10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・ 高度人材が集積し、高付加価値で時代のニーズに対応した産業集積が進んでいる。
- ・ 高い技術力を持つ地域企業が、技術革新や異分野との連携により、持続的に成長している。
- ・ スタートアップが絶え間なく生み出され、成長していくスタートアップ・エコシステムの確立により、社会課題の解決及び地域経済の活性化が図られている。
- ・ 生活環境やライフスタイルに合わせた、多様な働き方ができる環境が整備されている。
- ・ 都心への民間投資や地域商店の活性化により、都市の魅力が高まっている。
- ・ 国内外に浜松の魅力が伝わり、多くの人が本市を訪れ、にぎわいが生まれている。
- ・ 多様な担い手による持続可能な農林水産業構造の実現と、活力ある農山漁村振興が図られている。

取組の方向性

- ・ 本市の産業基盤の礎を築いてきたものづくり産業へのこれまでの取組を基礎としつつ、将来を見据え、時代の変化を意識した産業支援、人材獲得・育成支援に取り組めます。
- ・ 魅力ある都心の形成を目指し、官民連携による取組を進めるとともに、市民生活を支える地域の商店等の活動を支援します。
- ・ スタートアップのアイデアと本地域のものづくりを中心とした企業の優れた技術との融合によるイノベーションを創出します。
- ・ 本市が有する多様な魅力や地域資源をさらに磨き上げ、戦略的なプロモーションを行い、選ばれる観光目的地となるよう、受入体制を強化します。
- ・ 農林水産業の持続的発展を目指し、農山漁村の環境整備を進めるとともに、農林水産物の生産性向上から販売力強化まで、総合的に支援します。

政策体系

基本政策		政策	
1	世界を市場とする産業・サービスの創造	1	新たなひらめきを導くオープンイノベーションの推進
		2	企業力強化による地域の稼ぐ力の向上
		3	持続的な成長につながる市場開拓
		4	多様な人材の活躍促進
		5	働き方改革等の推進
		6	魅力ある都心づくり
		7	商業振興による地域活性化
		8	企業誘致の推進による産業集積の促進
2	スタートアップ・エコシステムの構築	1	革新的な技術やアイデアを有するスタートアップの支援
		2	市内企業とスタートアップとの連携
3	国内外に通用する魅力ある地域資源の創造	1	魅力ある観光コンテンツ造成による観光誘客の促進
		2	インバウンド戦略の強化
		3	「浜松」の都市ブランド確立に向けたシティプロモーションの展開
4	もうかる農林水産業の推進	1	農林水産業の担い手の確保と育成
		2	農林水産物の販売力強化
		3	農林水産物の生産性向上
		4	地域資源の保全と活用
		5	安全・安心な農水産物の安定供給
-	-	-	優良農地の確保と農業生産力の向上

基本政策 1

世界を市場とする産業・サービスの創造

政策 1 新たなひらめきを導くオープンイノベーションの推進

成長が期待できる産業分野における新たなひらめきを導くため、地域企業とスタートアップ、大学等との連携機会の創出や異業種交流を促進し、市場が求める価値を提供する製品やサービスの開発を支援します。

次世代輸送機器、健康・医療、新農業、環境・エネルギー、光・電子、デジタル、ロボティクスの成長7分野に加え、航空・宇宙など、地域企業と連携した取組により、次代を担う産業を育てます。

政策 2 企業力強化による地域の稼ぐ力の向上

イノベーション創出の基盤構築のため、地域企業の人材育成など人的投資、資金調達、新事業展開について支援を強化し、稼ぐ力の向上に取り組めます。

新たに、高い成長が見込まれるグローバル・サウス等の海外人材・資金の積極的な取り込みを図ります。

創業や事業承継を希望する地域企業や個人に対し、新たな挑戦を包括的に支援します。

政策 3 持続的な成長につながる市場開拓

製造業や情報サービス業を営む中小企業者等の自社製品・技術の国内外への新たな販路開拓を推進します。

展示商談会への出展を通じて、地域の高い技術力と産業集積を国内外に発信することにより、「ものづくりのまち 浜松」の存在感を高め、ビジネスチャンスの創出を図ります。

政策 4 多様な人材の活躍促進

地域産業の持続的な成長のため、産業人材の確保に取り組むとともに、若年者、女性、高齢者、障がい者、外国人等、働くことを希望する方の活躍を促します。

意欲のある人が生涯活躍できるよう、産業支援機関等と連携し、全世代のり・スキリングに取り組めます。

政策 5 働き方改革等の推進

人材の確保と定着を図るため、企業が推進するワークライフバランス等の取組を促進し、心身ともに健康を維持しながら、能力を発揮できる職場環境の実現を図ります。

政策 6 魅力ある都心づくり

中心市街地活性化に向けて策定したビジョンに基づき、中心市街地活性化に向けた各種取組を官民が連携して実施する体制を整備するとともに、空き店舗や空き地など低未利用地の解消に向けた支援や ICT 企業等のオフィス誘致を推進し、中心市街地の活性化を図ります。

政策 7 商業振興による地域活性化

商業集積ガイドラインに基づき、市内における適正な商業集積を促すとともに、商業者に対するワンストップ支援体制の整備や商店街に対する賑わい創出等の活動支援を通じて、商業を振興し、地域経済の活性化を図ります。

政策 8 企業誘致の推進による産業集積の促進

産業用地の継続的な創出を推進することで、企業を誘致・立地できる環境を確保するとともに、政策に合致した事業への設備投資に対する支援や、ICT 企業等の立地支援をすることで、競争力のある企業の集積を誘引し、雇用機会の創出と、地域経済の活性化を図ります。

基本政策 2

スタートアップ・エコシステムの構築

政策 1 革新的な技術やアイデアを有するスタートアップの支援

市内スタートアップ等の資金調達手法の拡大や、製品開発のための実証実験、経営力アップ等の支援を通じて、新しいビジネスの創出、技術力の向上、事業拡大につなげるとともに、首都圏等大都市のスタートアップの誘致により、地域内における新しいイノベーションの創出や雇用拡大を図ります。

海外トップ大学や海外スタートアップとの連携・協業を強化し、市内企業等の事業拡大やイノベーションの創出を図ります。その際、政府で設置を予定しているグローバル・スタートアップ・キャンパスなど世界最先端のスタートアップ創出拠点を積極的に活用し、グローバルネットワークの構築を目指します。

政策 2 市内企業とスタートアップとの連携

高度な技術を持つ市内企業と革新的なアイデアを持つスタートアップのマッチング環境を整備することにより、地域産業が活性化され、新たなイノベーションが次々と生み出される都市の実現を目指します。

基本政策 3

国内外に通用する魅力ある地域資源の創造

政策 1 魅力ある観光コンテンツ造成による観光誘客の促進

DMO である（公財）浜松・浜名湖ツーリズムビューローを中心に、観光マーケティングを実施し、ガストロノミーや農業・産業観光、花・自然環境など本市の魅力を生かした新たなコンテンツを造成し、旅行者に合わせた戦略的な情報発信により観光誘客を促進します。

ユニークベニユーの開発や国内外の MICE キーパーソン向けのプロモーションを実施し、コンベンションなどの MICE 誘致を推進します。

政策 2 インバウンド戦略の強化

訪日外国人旅行者の獲得向上に向け、滞在型旅行商品や広域の観光ルートの開発、多言語化への対応支援などによる受入環境を整備するとともに、高級ホテルの誘致に取り組むなど高付加価値な観光地域づくりを進め、地域における消費額拡大につなげます。

政策 3 「浜松」の都市ブランド確立に向けたシティプロモーションの展開

本市の多様な魅力をターゲットに合わせて発信する戦略的なシティプロモーションを展開することにより、「浜松」の都市ブランドの確立を図るとともに、交流人口・関係人口の拡大や移住・定住の促進などの地方創生につなげます。

フィルムコミッションを推進し、コンテンツツーリズムによる観光関連産業を始めとした地域経済の活性化を図ります。

基本政策 4

もうかる農林水産業の推進

政策 1 農林水産業の担い手の確保と育成

農業者が「経営」を学ぶことで、「経営者」意識の醸成を図り、ビジネス経営体の育成につなげます。

新規就農者の育成支援や企業参入、外国人材の活用に向けた取組を推進するとともに、高齢者や障がい者等による農業参画の有効性についての研究や周知を進めることで、多様な担い手の確保に取り組みます。

政策 2 農林水産物の販売力強化

消費者ニーズを的確に把握し、マーケティング戦略を持った農業者を育成します。

6次産業化やブランド化による付加価値の向上や海外輸出等を含めた販路拡大のための支援、消費者に選ばれる安全・安心な農林水産物の販売力強化に努めます。

林業では、FSC 森林認証を効果的に活用し、消費者の選択的購買を促すことで他地域材や外国産材との差別化を図ります。

政策 3 農林水産物の生産性向上

ロボット技術や ICT などの先端技術を活用したスマート農林水産業のさらなる発展を図ります。

農地を優良な状態で確保し、農業の生産性を高めるために、農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手に農地を集積・集約する活動を支援します。

林業では、林道等基盤整備や森林経営計画の樹立・拡大による森林整備の集約化を推進します。

政策 4 地域資源の保全と活用

耕作放棄地の解消や棚田振興等の農地保全に取り組むとともに、水源や自然環境の保全、景観、災害防止といった農山村の有する多面的機能を維持するため、農村関係人口の増加による農山村の活性化を図ります。

食農教育を推進することで、市民の本市農林水産業への理解や農林漁業者とのつながりを深め、新鮮で安心感が得られる地産地消の取組拡充を図ります。

農業分野では有機農業の促進、水産業分野ではブルーカーボンの導入、林業分野では建築物の木造・木質化や花粉症対策に取り組み、環境負荷低減等による持続可能性の確保に努めます。

政策 5 安全・安心な農水産物の安定供給

市民が安全な食品を安心して手に入れることができるよう、社会環境の変化への対応に努めるとともに、市民の食のニーズに応えるため、市場機能の充実等を図ります。

政策 優良農地の確保と農業生産力の向上

農業生産力の向上及び農業経営の合理化の推進により、安定した農業経営環境を維持し、農業の健全な発展に寄与するための農業委員会活動を展開します。

こども・教育

将来の理想の姿（2044 年）

地域の宝として愛情を注がれたこどもたちは、
浜松に誇りを持ち、世界を舞台に活躍している。



10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・結婚や出産の希望が叶い少子化の傾向に歯止めがかかるとともに、安心してこどもを産み育てられる子育て環境が整っている。
- ・全てのこどもや若者が、生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、権利の擁護が図られ、将来に夢や希望を持つことができる。
- ・こどもたちは、自分らしさを大切に、描く夢や未来の実現に向けて、互いを尊重し合い、他者と協働したり、自己調整したりしながら粘り強く取り組んでいる。
- ・学校、家庭、地域、企業など社会全体が連携して一人ひとりのこどもを育み、こどもたちは地域への愛着や誇りを持っている。

取組の方向性

- ・こどもや若者、子育て当事者等の意見を尊重し、ライフステージのニーズに応じた良好な子育て・成育環境を確保します。
- ・社会全体でこどもの育ちや子育てを支え、こどもや若者、子育て世代の将来不安を払拭し、みんなが幸福を実感できる社会を目指します。
- ・学習指導要領の着実な実施に取り組むとともに、全てのこどもの能力・可能性を引き出す学びや支援の充実を図り、自分や浜松の未来を創る人づくりを目指します。
- ・魅力ある優れた「はままつ先生」の確保や魅力向上に取り組むとともに、新しい時代の学びを実現する施設整備や学校安全の推進などにより、安全・安心で魅力ある環境づくりを目指します。
- ・学校、家庭、地域など、こどもの学びや育ちを支える多様な主体との連携・協働により、「地域とともにある学校づくり」や、「こどもの居場所づくり」を推進します。
- ・デジタルツールを活用した学びの充実や、学校経営の効率化等に向けた校務のデジタル化、教育データを活用した施策立案など教育の DX を推進します。

政策体系

基本政策		政策	
1	全てのこども・若者が 健やかで幸せに成長 できるまちづくり	1	少子化対策の推進
		2	こども・子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目のない支援
		3	こどもとその家庭に対する相談援助
		4	多様な保育ニーズに対応した幼児教育・保育の提供
		5	質の高い幼児教育・保育の提供
		6	若者の成長や自立を支える環境づくりの推進
2	自分や浜松の未来を 創る人づくり	1	未来の創り手に求められる力の育成
		2	多様なニーズに対応した学びや支援の充実
		3	「はままつの先生」の魅力と資質能力の向上
		4	安全・安心に学べるより良い教育環境の整備
		5	こどもの学びや育ちを支える連携・協働

基本政策 1

全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまちづくり

政策 1 少子化対策の推進

国の施策と連動した取組のほか、地域のニーズ・実情等を踏まえた効果的な対策を、幅広い分野が連携し、全庁を挙げて推進します。

結婚を希望する方への出会いの機会の創出や、結婚に伴う新生活のスタートを支援します。

若い世代に対してライフプランを描くための取組を実施することで、結婚・妊娠・出産に対して前向きに考えることができる気運を醸成します。

政策 2 こども・子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目のない支援

安心してこどもを産み育てられる環境を整備し、幅広い分野が連携して、こどもや子育てにやさしい社会づくりを推進します。

ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、デジタルの活用により子育て世帯の利便性の向上を図ります。

政策 3 こどもとその家庭に対する相談援助

子育てワンストップ窓口のこども家庭センターにおいて、妊産婦や子育て世帯などへ、包括的な相談支援を行います。

職員の資質向上など児童相談所等の体制を整備し、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に努めます。

育つ環境の違いにより格差が生じることがないように、困窮する子育て世帯や社会的養護のもとで暮らすこどもへの支援の充実を図ります。

政策 4 多様な保育ニーズに対応した幼児教育・保育の提供

既存の認定こども園等の老朽化対策や、幼稚園の認定こども園への移行等により、保育ニーズに合わせた適切な定員を確保するとともに、保育士等の負担軽減や確保対策に取り組み、幼児教育・保育環境の充実を図ります。

ライフスタイルの変化や地域性等にも配慮し、多様な保育ニーズに対応できるよう、教育・保育施設等における子育て支援施策を推進します。

政策 5 質の高い幼児教育・保育の提供

こどもたちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を整備するため、質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供します。

市立幼稚園・保育園施設の計画的かつ適正な維持管理に努めるとともに、民間園も含めた職員の資質向上により、市全体の安全・安心な幼児教育・保育環境を確保します。

政策 6 若者の成長や自立を支える環境づくりの推進

こども・若者総合相談センターにおいて、若者が相談しやすい環境を提供するとともに、個々の状況に応じた伴走型の支援や居場所づくりなどにより成長や自立を支え、未来の浜松を担う若者を支援します。

基本政策 2

自分や浜松の未来を創る人づくり

政策 1 未来の創り手に求められる力の育成

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や教育課程の計画的・組織的な推進など、学習指導要領の着実な実施に取り組みます。

政策 2 多様なニーズに対応した学びや支援の充実

障がいや不登校、日本語能力など、多様なニーズを有するこどもたちに対応するため、社会的包摂性の観点から、一人一人の能力・可能性を伸ばす多様な学びの場の提供や支援の充実を図ります。

政策 3 「はままつの先生」の魅力と資質能力の向上

魅力ある優れた教員の確保やキャリア段階に応じた資質能力の向上とともに、学校における働き方改革をさらに推進し、教職の魅力向上、教員のウェルビーイング向上を目指します。

政策 4 安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

学校施設の安全・安心を確保するとともに新しい時代の学びを実現するため、教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を推進します。

家庭・地域・関係機関などとの連携・協働により、登下校における安全確保やいじめ問題への適切な対応など、学校安全の推進を図ります。

政策 5 こどもの学びや育ちを支える連携・協働

学校・家庭・地域などが連携・協働することにより、地域全体でこどもたちを育む学校づくりや、放課後に安心して活動できる居場所づくりを推進します。

安全・安心・快適

将来の理想の姿（2044 年）

どこでも安全、いつまでも安心、
持続可能で快適なまちになっている。

10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・ 自助・共助・公助が適切に組み合わせられて機能し、ハードとソフトが一体となった対策が進んで、災害が起こっても生き残り、速やかに復旧・復興ができる体制が整っている。
- ・ 強靱で安定した道路、橋りょう、河川、上下水道等の社会基盤施設が市民生活を支えている。
- ・ 都市機能や居住を集約した拠点がそれぞれに活性化し、市全体のにぎわいにつながっている。
- ・ まち全体にみどりがあふれ、公園や緑地がこどもの遊び、育ちの場や市民の生きがい創出の場となっている。
- ・ 幹線道路や主要な生活道路の整備が着実に実施され、経済活動や市民生活が支障なく円滑に行われている。
- ・ 充実強化した消防・救急体制による迅速的確な対応が、平時でも緊急時でも、市民の安全・安心を守っている。
- ・ 安全・安心な上下水道が地域社会の中で健全な水循環に貢献している。

取組の方向性

- ・ 自然災害からの逃げ遅れゼロと災害関連死ゼロを目指すため、平時・有事を通じて、自助・共助・公助の適切な組み合わせにより、各種団体、関係機関等と連携・協働して災害対応に当たります。
- ・ 拠点ネットワーク型都市構造を実現するため、都市機能の集積や居住エリアが集約したコンパクトな拠点をつなぐことで、誰もが暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・ 花や緑を守り、育て、触れる機会を増やすとともに、市民の憩いの場となる公園やフラワーパーク、動物園等の充実を図ります。
- ・ 現状や新たな知見を踏まえた道路整備や河川整備を計画的に実施することで、市民の安全・安心を確保し、持続可能で快適な社会基盤を形成します。
- ・ 消防職団員の適正な確保・育成や消防施設等を整備することで、複雑化・大規模化する災害に迅速的確に対応できる消防・救急体制の充実強化を推進します。
- ・ 上下水道施設の強靱化などによる防災・減災を推進し、安全・安心なサービスの継続した提供により健全な水循環に貢献するとともに、さらなる官民連携や業務改革などに取り組み、持続可能な経営を推進します。

政策体系

基本政策		政策	
1	みんなの力で自然災害から生き残る	1	逃げ遅れゼロに向けた備えと避難行動の推進
		2	災害関連死ゼロに向けた避難生活環境の維持改善の推進
2	市民が集う活力ある都市づくり	1	持続可能な都市づくりの推進
		2	開発と保全が調和する土地利用の推進
		3	多様なくらしに対応した公共交通の確保
		4	安全・安心な市街地の形成
		5	都心の都市機能の強化
		6	安全・安心な居住環境への誘導
		7	市営住宅の既存ストックの活用
		8	盛土等の対策による安全・安心なまちづくり
3	みどり豊かで、快適なまちづくり	1	緑化推進・緑地保全
		2	都市公園の整備
		3	都市公園の適正な維持管理
		4	動物園再生
4	災害に強く、安全で快適な社会基盤の構築と強化	1	安全で快適に移動できる道路空間の創出
		2	安全で安心して利用できる道路の確保
		3	ハード・ソフト両面の交通安全対策の推進
		4	安全で安心して暮らせる川づくりの推進
5	いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり	1	消火・救急などの災害対応力の充実強化
		2	119番通報・消防通信設備の適切な運用
		3	火災予防の充実・火災による被害の軽減
		4	消防職団員の適正な確保・育成や消防施設の充実強化
6	健全な水循環に貢献する強靱で安全・安心な上下水道の経営	1	上下水道の施設強靱化等による防災・減災の推進
		2	安全・安心な上下水道サービスの提供
		3	上下水道における環境負荷の低減
		4	上下水道の組織体制の強化
		5	持続可能な上下水道経営の推進

基本政策 1

みんなの力で自然災害から生き残る

政策 1 逃げ遅れゼロに向けた備えと避難行動の推進

市民が災害を自分事と捉え、自分の生命、財産は自分で守るという自覚を持ってもらうため、出前講座等を通じて、住宅の耐震や家具固定の重要性、居住地の災害特性、気象情報や避難情報などを理解した上での適時適切なタイミングでの避難行動など自助の重要性を啓発します。

地域ぐるみの早期避難や救助救出などの防災活動を司る自主防災隊やNPOなどの人材育成を行い地域防災力（共助）の向上を図ります。

市民が避難行動を確実にとれるよう、迅速かつ的確な避難情報の発信、伝達を行います。

政策 2 災害関連死ゼロに向けた避難生活環境の維持改善の推進

年齢や性別、障がいの有無などを問わず、すべての被災市民が安心して避難生活を送れるよう、必要物資の確保とともに男女共同参画や要支援者への配慮の視点などを取り入れ、各種団体や関係機関とともに協働・連携して在宅避難者を含めた被災市民の生活環境の維持・改善に努めます。

基本政策 2

市民が集う活力ある都市づくり

政策 1 持続可能な都市づくりの推進

都市計画マスタープランに基づく拠点ネットワーク型都市構造の実現に向け、土地利用の方針を示し、整備と開発、保全のバランスが取れたコンパクトな拠点をつなぐ都市形成を推進し、都心や拠点における都市機能誘導、公共交通の利便性を活かした歩いて暮らせる居住地の形成を図ります。

災害リスクから市民の生命や財産を守るとともに、被災後の早期復旧、復興が可能となる防災都市づくりを推進します。

政策 2 開発と保全が調和する土地利用の推進

適正な土地利用の規制誘導に向けた開発許可制度の運用の見直しを進め、開発と保全のバランスある土地利用を推進します。

良好な景観を「守り」「育み」「創り」、地域の価値を高め、魅力的な地域づくりを進めるとともに、歴史文化資源を活用したまちづくりを推進します。

政策 3 多様なくらしに対応した公共交通の確保

交通結節点整備による利便性向上や公共交通利用推進による環境負荷の低減など、地域住民や交通事業者と連携・協働し、地域公共交通における「リ・デザイン」を推進します。

鉄道駅のバリアフリー化やキャッシュレス決済システム、MaaS や自動運転といった新たな交通システムなど、交通事業者と協力して導入を検討し、公共交通サービスの向上を図ります。

政策 4 安全・安心な市街地の形成

土地区画整理事業による道路や公園等の都市基盤整備の推進および低未利用地の有効活用・高度利用を誘導し、快適な生活環境を有する市街地を形成します。

政策 5 都心の都市機能の強化

高次な都市機能の集積を図るとともに、商業、医療・福祉施設、子育て支援施設などの立地を促進することにより都心居住を推進します。

政策 6 安全・安心な居住環境への誘導

建築基準法、その他建築関係法令に基づく審査・検査・指導等を通じ、民間建築物の適切な建設・維持保全を推進するとともに、耐震性の劣る既存建築物については、地震対策にかかる支援制度を周知し、耐震化を促進します。

条例に基づき、幅 4m 未満の道路に面する土地所有者の協力を得て、狭い道路の拡幅整備を推進します。

政策 7 市営住宅の既存ストックの活用

適正な管理戸数の実現に向け、大量の市営住宅ストックの長寿命化・集約化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

政策 8 盛土等の対策による安全・安心なまちづくり

不法・危険盛土等に起因する災害を防止するための監視や指導を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

基本政策 3

みどり豊かで快適なまちづくり

政策 1 緑化推進・緑地保全

良好な都市景観の形成や、生物多様性の確保や脱炭素の推進等の観点から、市街地の貴重な緑地の保全や緑化の推進に取り組めます。

「花と緑のまち・浜松」の実現に向け、市民が花と緑の活動に参加しやすい環境の整備や人材育成等を通じ、市民活動の活性化や拡大を進めます。

浜名湖花博の開催理念の継承や、花の名所等を巡るガーデンツーリズムを通じ、花や緑との関わりによる自然と共生した持続可能で幸福感が深まる市民生活の創造を進めます。

政策 2 都市公園の整備

市民に憩いの場を提供するため、核となる公園、区画整理事業地区内における公園、アーバンスポーツが可能な広場などの整備を推進します。

民間活力の導入による機能強化や、施設のバリアフリー化を進め、多くの市民にとって使いやすい公園や、こどもたちが安心して過ごすことのできる公園の整備を推進します。

政策 3 都市公園の適正な維持管理

老朽化した遊具や施設の更新、長寿命化対策を計画的に進めるとともに、周辺環境や安全に配慮した樹木管理を行います。合わせて、定期的な巡視点検パトロールの実施により、公園利用の安全性の確保を図ります。

政策 4 動物園再生

動物福祉に配慮した獣舎の改修や再整備を進めるとともに、休憩所等の便益施設の充実やいのちの大切さを伝え環境問題等の理解を深める教育の拡充等に取り組めます。

市民や市内の事業者と協働して、動物園の再生を目指した取組を進めます。

基本政策 4

災害に強く、安全で快適な社会基盤の構築と強化

政策 1 安全で快適に移動できる道路空間の創出

国土強靱化に資する国が施行する道路事業の促進や緊急輸送道路等、災害に強い道路ネットワーク機能を強化します。

市民ニーズを踏まえ、緊急性、必要性を判断しつつ、人・自転車・自動車など、様々な道路利用者が安全で快適に移動できる道路整備を実施するとともに、豊かな生活と地域の経済発展に寄与する道路空間の創出を推進します。

政策 2 安全で安心して利用できる道路の確保

緊急輸送道路など重要道路の道路斜面对策や橋りょう耐震化対策及びインフラ老朽化対策を推進し、災害支援活動を支え、信頼性・安定性が高く、安全で安心して利用できる道路整備を進めます。

橋りょう、トンネルなどのインフラ老朽化対策については、「事後保全型」から「予防保全型」への転換を図り、持続可能な維持管理を実現させ市民の安全・安心を確保します。

市民生活に身近な道路施設等に関する要望や損傷箇所の通報など、市民との協働による維持管理を迅速かつ着実に実施します。

政策 3 ハード・ソフト両面の交通安全対策の推進

幹線道路や生活道路における交通事故の現状を踏まえ、事故危険箇所や事故多発交差点等の事故防止対策を推進します。

通学路等の安全対策については、「通学路交通安全プログラム」に基づく、地域の意見を踏まえた通学路の整備要望への対応や、面的な安全対策を関係機関や庁内関係部署と連携して推進します。

ビッグデータやAI、デジタルを活用した交通事故分析により、優先度を踏まえた効果的な安全対策を推進するとともに、地域や関係団体等と連携した交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図るなど、ハード・ソフト両面の対策を推進します。

政策 4 安全で安心して暮らせる川づくりの推進

激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、国や県等をはじめとする流域のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体となった「流域治水」の取組を推進します。

河川改修や雨水貯留施設等の整備を加速化するとともに、点検や巡視結果を踏まえた適切な維持管理により、浸水被害の軽減を図ります。

基本政策 5

いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり

政策 1 消火・救急などの災害対応力の充実強化

消火・救急などの災害対応力の充実強化を図るため、複雑化・多様化する消火・救急などの災害対応訓練に加え、多発する大規模な自然災害を想定した訓練及び消防活動における安全管理体制を充実させ、各種災害への対応力の強化を図るとともに、車両をはじめ、資機材及び消防水利を計画的に整備します。

政策 2 119 番通報・消防通信設備の適切な運用

119 番通報に対して迅速的確に対応するため、より災害に強い消防通信ネットワークの強化及び運用を図ります。

政策 3 火災予防の充実・火災による被害の軽減

市民及び事業所が高い防火意識を持ち防火対策を実践するよう、市民や事業所に対し積極的な火災予防指導を実施します。

幅広い世代に対して防火意識の啓発を行うことで、市民の防火意識の向上に努めます。

政策 4 消防職団員の適正な確保・育成や消防施設の充実強化

消防職団員の適正な確保・育成のため、消防職員の採用及び消防団への入団を促進するとともに、必要な技術・知識の習得により市民の多様なニーズに応えられる消防職団員の育成を推進します。

市民に迅速・公平な消防サービスの提供を図るため、必要な消防施設の充実強化を図ります。

基本政策 6

健全な水循環に貢献する強靱で安全・安心な上下水道の経営

政策 1 上下水道の施設強靱化等による防災・減災の推進

上下水道施設の耐震化、老朽管更新などの強靱化や、雨水貯留施設の整備などの雨水対策による防災・減災を重点的に実施します。

災害時に上下水道一体で効率的かつ効果的に対応する体制を整備します。

政策 2 安全・安心な上下水道サービスの提供

新たな水質リスクを踏まえた管理により、安全・安心な水質を確保します。

中山間地域の水道未普及地域など、地域特性やニーズを考慮した効果的な施策を実施します。

政策 3 上下水道における環境負荷の低減

下水道への接続などにより汚水の衛生的な処理を推進します。

省エネ・再エネ設備の整備や効率的な施設の運転管理により、上下水道施設から排出される温室効果ガスを削減します。

政策 4 上下水道の組織体制の強化

上下水道に関する専門人材の確保と技術力の継承により、今後必要な事業量に対応できる体制を整備します。

政策 5 持続可能な上下水道経営の推進

官民連携などによる経営効率化を実施するとともに、独立採算の原則に基づく資金涵養により財源を確保し、持続可能な上下水道経営を推進します。

環境・くらし

将来の理想の姿（2044 年）

脱炭素や資源循環の取組が進み、豊かな自然が守られ、
市民主体のまちづくりが進んでいる。



10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・2050 年カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素経営や脱炭素型ライフスタイルへの転換が進み、地域産業の競争力強化や市民の生活の質が向上するとともに、市域の温室効果ガスの排出が大幅に削減されている。
- ・市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動において、環境に対する負荷が低減するとともに、環境を保全する活動が浸透し、豊かで良好な自然環境と社会経済活動が共存し、快適で安全・安心な生活環境が確保されている。
- ・誰もが分けへだてなく、地域コミュニティの中で活躍し、市民、市民活動団体、事業者、市が協働してまちづくりを行っている。
- ・地域防犯活動により安全な地域づくりが進み、市民が安心して暮らすことができるまちが実現している。

取組の方向性

- ・市域一体となって、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入、新技術・イノベーションの推進、二酸化炭素吸収源の確保に取り組みます。
- ・環境教育の推進により、市民や事業者の環境意識の向上や環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着を促し、官民連携により循環型社会の形成を図ります。
- ・快適で良好な生活環境を創出するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、豊かな自然環境の維持・回復・向上を図ります。
- ・地域の多様な主体による協働を促進するとともに、地域活動を伴走型で支援することで、地域コミュニティの充実を図ります。
- ・中山間地域が抱える課題に向き合い、地域の魅力や資源を最大限に活用して持続可能な地域づくりを進めます。
- ・地域防犯活動を支援し安全な地域づくりを推進するほか、市民の満足度や利便性の向上のため市民窓口の円滑化や安定した斎場運営などに努めます。
- ・すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会を実現するため、市民が主体的に行動し、様々な分野で平等に参画できるよう意識の醸成や環境整備に取り組めます。

政策体系

基本政策		政策	
1	カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現	1	脱炭素経営・イノベーションの推進
		2	脱炭素型ライフスタイルへの転換
		3	市有施設の運営に伴う温室効果ガス排出削減
2	循環共生型社会の実現	1	循環型社会の構築と安全・安心かつ安定した廃棄物の処理
		2	生物多様性の保全
		3	快適で良好な生活環境づくり
3	地域コミュニティの充実	1	市民が地域やコミュニティの一員として活躍できる社会の実現
		2	安全で安心な地域づくりの推進
		3	持続可能な中山間地域の構築
		4	一人ひとりが自己実現できる男女共同参画の推進
		5	斎場、墓地、墓園の整備及び管理
		6	戸籍・住民基本台帳事務等の適切な実施
		7	自由な選択の実行が保障されたユニバーサル社会の実現

基本政策 1

カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現

政策 1 脱炭素経営・イノベーションの推進

事業活動における脱炭素経営を推進するとともに、カーボンニュートラル実現に資するイノベーションを推進し、地域産業の競争力強化と産業部門等による温室効果ガスの排出を削減します。

政策 2 脱炭素型ライフスタイルへの転換

「住まい」、「食」、「移動」など、市民のライフスタイルを脱炭素型に転換し、暮らしの質の向上と家庭部門の温室効果ガスの排出を削減します。

政策 3 市有施設の運営に伴う温室効果ガス排出削減

庁舎をはじめとした全ての市有施設や公用車などから排出される温室効果ガスを市域の一排出事業者として率先して最大限削減します。

基本政策 2

循環共生型社会の実現

政策 1 循環型社会の構築と安全・安心かつ安定した廃棄物の処理

市民や事業者のごみ減量・資源化に関する環境意識の向上や行動変容の促進に取り組むとともに、廃棄物の資源化ルートや効率的な収集体制を構築し、官民連携によりごみの減量・資源化・適正処理を推進します。

安全かつ効率的なごみ処理体制を確立するとともに、最終処分場の適正な維持管理により延命化を図ります。

不法投棄防止対策を推進するとともに、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用等を事業者に促します。

政策 2 生物多様性の保全

生物の生息・生育場所の保全のため、自然共生サイトの登録を推進するとともに、生態系や市民生活、農作物への被害が懸念される特定外来生物の防除を推進します。

市民、市民活動団体、事業者が連携して環境保全活動に取り組むパートナーシップ活動の拡大を図ります。加えて、主体的に環境保全活動に取り組む市民を増やすため、環境教育を推進します。

政策 3 快適で良好な生活環境づくり

環境法令に基づく事業者への立入検査により、規制基準の順守状況の調査・指導を実施します。

市内全域の大気汚染、水質汚濁状況などを監視することで、環境基準の達成、維持を図り、快適で良好な生活環境を確保します。

基本政策 3

地域コミュニティの充実

政策 1 市民が地域やコミュニティの一員として活躍できる社会の実現

市民がコミュニティ活動へ参加することができる機会や場を多数創出し、市民協働によるまちづくりを推進します。

地域活動の拠点である協働センター等のコミュニティ担当職員を中心として、地域資源の情報収集、地域団体への助言、団体間の連携促進や地区コミュニティ協議会の設立・運営支援などを行い、市民主体のまちづくりを進めます。

自治会の円滑な活動を支援し、自治会活動への市民の理解や参画を広めます。

区協議会などを通して地域の声を丁寧に伺い、各区の特性や地域資源を活かした区政運営に取り組みます。

政策 2 安全で安心な地域づくりの推進

地域防犯活動に必要な支援を行うとともに、危険空家の除却や発生抑止、法律問題などを解決するための相談業務、基地周辺の環境整備などに取り組み、安全で安心な地域づくりを推進します。

政策 3 持続可能な中山間地域の構築

中山間地域の市民が幸せを実感して生活できる持続可能な地域社会の構築を目指します。市民はもちろん、市外の方や関係人口等を含めたみんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域である。」と思える地域を目指します。

中山間地域振興計画に位置付けた施策について、各部局を横断して柔軟かつ機動的に取り組むことで実効性を高め、中山間地域全体の振興を図ります。

政策 4 一人ひとりが自己実現できる男女共同参画の推進

性別に関わらず、誰もが社会の対等な構成員として、意思決定の場に等しく参加できるよう意識啓発や人材育成を推進します。

女性活躍を促進し、若い女性の転出超過を抑制するため、庁内横断的に、官民連携で取り組みます。

政策 5 斎場、墓地、墓園の整備及び管理

将来の火葬件数に対応し、市民が将来にわたり斎場、墓地、墓園を安心して利用できるように、斎場の再整備を行うとともに、墓地、墓園の維持管理及び運営に取り組みます。

政策 6 戸籍・住民基本台帳事務等の適切な実施

市民生活に身近な証明書の交付や届出に対し、市民に寄り添った姿勢で円滑に対応するとともに、積極的にオンライン申請を導入し、市民の満足度や利便性の向上を図ります。

政策 7 自由な選択の実行が保障されたユニバーサル社会の実現

年齢、性別、身体能力、国籍などの違いに関わらず、市民一人ひとりが互いに尊重しつつ支え合いながら、主体的に行動でき、すべての人が暮らしやすいまちを築くため、多様性やユニバーサルデザインの理解を促進し、市民意識の醸成や環境整備に取り組めます。

健康・福祉

将来の理想の姿（2044 年）

支え合いによって、誰もが住み慣れた地域で
いつまでも安心して暮らすことができる。



10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・ 行政、地域、福祉関係団体など多様な主体がつながることにより、支え合う社会が実現し、誰もが安心して暮らしている。
- ・ 病気の発症や重症化を予防することにより、健康で自分らしく充実した生活を送っている。
- ・ 国の医療 DX の推進に合わせて、市立医療機関の電子カルテ情報の共有化、予防接種事務のデジタル化が着実に進んでいる。
- ・ 官民連携により市民も企業も健康意識が高まり、ヘルスケア産業が集積して、健康寿命を全国トップレベルで維持し続けている。

取組の方向性

- ・ 地域住民の複雑化・複合化した福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、切れ目のない支援に取り組みます。
- ・ 次世代を担う子どもを含めた市民が生涯にわたり健やかでいきいきとした生活が送られるよう、健康づくりや生活習慣病の発症、重症化予防の取組を推進するとともに、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めます。
- ・ 官民連携プラットフォームの取組を促進し、市民の予防・健康意識の啓発を通じた行動変容、健康経営優良法人数の増加、官民及び民間企業相互の協業やマッチング機会を創出することにより、健康寿命のさらなる延伸・日本一の維持を実現します。

政策体系

基本政策		政策	
1	関係機関との連携による包括的な支援の推進	1	すべての人が安心していきいきと暮らすことのできる地域福祉の推進
		2	超高齢社会への対応
		3	障がいのある人のライフステージに応じた支援の推進
		4	障がいのある人の社会参加・リハビリテーションの推進
		5	生活保護受給世帯に対する適切な保護の実施及び自立助長
		6	介護保険事業の健全で安定した運営
		7	国民健康保険事業の健全で安定した運営
2	人々の心身の健康を守る健康づくりの推進と医療の充実	1	生涯にわたる健康づくり
		2	地域医療・地域包括ケアの推進
		3	保健予防と食の安全対策の推進
		4	持続可能な地域医療提供体制の確保（浜松医療センター）
		5	持続可能な地域医療提供体制の確保（浜松市リハビリテーション病院）
		6	こころの健康づくりの推進
		7	地域医療に貢献できる有能な看護師の養成
		8	衛生検査体制の強化と充実した感染症情報の提供
		9	安全・安心な医療の提供
		10	人と動物の共生する社会の実現
3	健康寿命日本一 「ウエルネスシティ （予防・健幸都市）」 浜松	1	「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」の実現
		2	大学や医療機関との連携の促進

基本政策 1

関係機関との連携による包括的な支援の推進

政策 1 すべての人が安心していきいきと暮らすことのできる地域福祉の推進

地域共生社会の実現を目指し、住民が抱える複合的な課題に対応するための重層的支援体制を構築するほか、民生委員児童委員の活動や、社会福祉協議会が行う事業と緊密に連携し、地域福祉の推進に取り組みます。

人権啓発、人権教育、人権擁護委員や保護司などへの支援などにより、市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う差別のない社会の実現を目指します。

政策 2 超高齢社会への対応

健康寿命のさらなる延伸を目指し、高齢者が生活機能を維持・向上させ、活動的で生きがいをもった生活を継続できるよう支援します。

認知症に対する理解促進及び早期発見に取り組むとともに、地域において認知症の人が尊厳を保持しつつ、自らの意思により日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援します。

政策 3 障がいのある人のライフステージに応じた支援の推進

障がいのある人やその家族が、地域で安心して暮らすことのできるよう、きめ細かな相談・支援を行います。

障がいのある人個々のニーズや実態に応じた支援を身近な地域で受けられるよう、サービス提供体制を整備します。

政策 4 障がいのある人の社会参加・リハビリテーションの推進

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、福祉サービスや補装具の利活用を支援するとともに、社会生活等のリハビリテーションを推進します。

政策 5 生活保護受給世帯に対する適切な保護の実施及び自立助長

生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行います。

ハローワークや自立相談支援機関等と連携し、就労・生活の両面からの継続的な支援を行うことで、生活保護受給世帯の自立を助長します。

政策 6 介護保険事業の健全で安定した運営

質の高い効率的な介護サービスの提供に向けて、介護ロボットや ICT などの先端技術を活用した介護 DX の推進を支援します。

外国人を含めた介護人材を確保するとともに、地域の実情に応じたサービス提供体制を整備します。

政策 7 国民健康保険事業の健全で安定した運営

少子高齢化や経済状況の変化に対応しつつ、保険料収入の収納率向上を図ります。

特定健診を通じた被保険者の健康の保持増進と生活習慣病の早期発見のため、周知啓発や受診勧奨を行い受診率の向上を図ります。

基本政策 2

人々の心身の健康を守る健康づくりの推進と医療の充実

政策 1 生涯にわたる健康づくり

市民が生涯にわたり健やかでいきいきとした生活が送れるよう、ライフコースアプローチを踏まえ、プレコンセプションケアなど若い時期からの生活習慣の見直しや歯と口の健康、栄養・食生活を意識した健康づくりを進めるとともに、全世代型健康診断等による生活習慣病の発症・重症化予防の取組を推進します。

医療 DX の推進や地域、企業、関係団体との連携により、健康づくりに関心の低い人を含め、市民一人ひとりが健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

政策 2 地域医療・地域包括ケアの推進

中山間地域において医師等医療従事者を確保して安定した地域医療の推進を図るとともに、地域支援看護師によるオンライン診療支援を行うなど、デジタルを活用した取組を推進します。

がん患者の療養支援をはじめ、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進します。

政策 3 保健予防と食の安全対策の推進

関心度が高い感染症の感染予防・まん延防止の方法等について、市民等へ適時的確に発信することにより、感染症に関する知識を正しく理解してもらい、基本的な感染防止対策の意識の成熟を図ります。

安全性の高い食品が提供され、安心して食生活が送れるようにするため、食品取扱施設の HACCP（HACCP に沿った衛生管理）導入支援や技術的な助言・指導を行うほか、実施状況を検証し、継続的な衛生水準の向上を図ります。

政策 4 持続可能な地域医療提供体制の確保（浜松医療センター）

地域の中核的医療を担う基幹病院として、高度急性期医療、高度専門医療及び救急・小児・周産期・災害・感染症などの政策的医療を提供します。

地域医療支援病院として、病病連携・病診連携等を積極的に推進し、持続可能な地域医療提供体制の確保を図ります。

政策 5 持続可能な地域医療提供体制の確保(浜松市リハビリテーション病院)

地域におけるリハビリテーション医療の中核病院として、急性期医療と在宅医療をつなぐ相互連携の HUB 機能を担うとともに、えんげ・スポーツ医学・高次脳機能など専門的かつ特色あるリハビリテーション医療を提供することで、持続可能な地域医療提供体制の確保を図ります。

政策 6 こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する相談窓口の周知啓発を図り、適切な対応が行われるための体制を整備します。

こころの健康についての市民への啓発を図るとともに、ゲートキーパー、心のサポーターのような市民レベルでのメンタルヘルスの気づきや支えあいの意識の向上を図ります。

政策 7 地域医療に貢献できる有能な看護師の養成

保健・医療・福祉の総合化や医療の高度化に対応し、学びの質の向上を図りながら、医療機関や地域に必要とされる看護師を養成します。

看護師を職業として選択してもらえよう、看護師の魅力を若い世代へ効果的に発信し、地域医療における看護師の確保を図ります。

政策 8 衛生検査体制の強化と充実した感染症情報の提供

感染症や食品等に関する衛生検査の体制強化に向けた取組を推進することで専門性を高め、検査技術の向上を図ります。

サーベイランス情報の集約・分析力を向上させるとともに、充実した情報提供に努めます。

政策 9 安全・安心な医療の提供

医療機関に対する監視指導の強化により、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図ります。

政策 10 人と動物の共生する社会の実現

人も動物も健康で安全に生活できる環境を保持するため、動物愛護の意識を高め、人と動物が共生する社会の実現を目指します。

命を大切にする心を育むため、動物の生命を通したいのちの教育を推進します。

基本政策 3

健康寿命日本一「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」浜松

政策 1 「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」の実現

市民が病気を未然に予防することにより、健康で幸せに暮らすことができ、産業など地域の発展を市民の健康が支える都市（ウエルネスシティ（予防・健幸都市））を実現するため、市民の健康増進と健康寿命の延伸、地域企業における健康経営の促進、ヘルスケア産業の創出などの取組を推進します。

政策 2 大学や医療機関との連携の促進

大学や医療機関等との連携を図り、健康データを活用した調査研究に取り組みます。

調査研究の結果を活用し、プレコンセプションケアなど若年期からの予防・健康づくりを推進するとともに、医工連携の取組等と連動し、ヘルスケア産業におけるイノベーション創出を目指します。

文化・スポーツ

将来の理想の姿（2044 年）

創造都市を実現し、音楽の都やスポーツ文化都市
として世界から注目されている。



10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・誰もが文化、芸術、歴史の魅力に触れ、学び、楽しみ、新たな文化が創出されている。
- ・多様な文化、芸術、歴史の活動を担う人材が育ち、活躍している。
- ・スポーツを「する」「みる」「ささえる」が相互に機能し、市民に活力が生まれ、にぎわいが創出されている。
- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツ環境が定着している。

取組の方向性

- ・豊かな文化、芸術、歴史の魅力に触れ、学び、楽しむ機会を提供します。また、図書館、美術館、博物館など文化施設の学びの場としての充実を図ります。
- ・多様な活動を担う人材を育成し、様々な主体により実施される活動を支援します。
- ・市民一人ひとりがライフスタイルにスポーツを取り入れ、心身ともに健やかで、豊かな生活を営むことができるよう支援します。
- ・スポーツの大会やイベント、プロスポーツ観戦などが楽しめるよう環境整備や誘致活動を推進します。
- ・スポーツを通じて様々な個人や団体、大学、企業などをつなげることで、新たな価値の創造や社会課題の解決などを推進します。
- ・ビーチ・マリンスポーツなど、本市の特徴を活かした都市ブランドを確立します。

政策体系

基本政策		政策	
1	文化、芸術、歴史の 魅力に触れ、学び、 楽しむ機会、場の提供	1	音楽創造都市の推進
		2	音楽のあふれるまちづくり
		3	生涯学習社会の実現
		4	地域総がかりによる文化財の保存・継承と活用
		5	多くの人が歴史に接する機会の創出
		6	市民に愛される美術館
		7	知の拠点としての図書館機能の拡充
		8	専門職の人材育成
2	「する」「みる」「さ さえる」でまちを元 気にするスポーツの 推進	1	スポーツに親しみ、触れる機会の創出
		2	誰もがスポーツを楽しむ環境の整備

基本政策 1

文化、芸術、歴史の魅力に触れ、学び、楽しむ機会、場の提供

政策 1 音楽創造都市の推進

音楽創造都市・浜松を推進するため、創造的な活動に「気づく・考える・創る・発表（共有）する」機会を提供します。

新たに芸術・文化活動を軸としたクリエイティブな活動を行う人財育成を推進し、音楽以外のアート分野や他のユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）加盟都市と連携した音をテーマとした新たな可能性を提案するイベントを開催します。

文化・芸術を軸としたクリエイティブな活動を行う団体、個人の活動や自立に向けた支援を実施します。

政策 2 音楽のあふれるまちづくり

浜松国際ピアノコンクールに加え、多様なジャンルの音楽文化を取り込んだ事業を展開し、新たに音楽活動を始める人材、世界で活躍する音楽人材の育成を進めます。

様々な文化芸術活動を行う場や発表の場を整備、提供し、市・企業・市民など多くの実施主体による音楽活動により、年間を通じて、市域全体に音楽のあふれるまちづくりを推進します。

政策 3 生涯学習社会の実現

いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくりと学習成果を適切に生かすことのできる仕組みづくりを推進するため、学習の情報や機会の充実、学習環境の向上、担い手の育成に取り組めます。

講座においては、質の向上と内容の充実を図り、地域や大学等との連携によりニーズに合った満足度の高い生涯学習講座を開催します。

政策 4 地域総がかりによる文化財の保存・継承と活用

文化財を適切に管理し、次代へと継承していくため、関連施設の運営や学習事業の開催等により文化財に触れる機会を設け、文化財に関する市民の興味・関心及び知識の向上を図ります。

市民協働により保存・活用を行うために、サポーター制度や無形民俗文化財の保存団体の支援等を通じて、人材育成を推進します。

政策5 多くの人が歴史に接する機会の創出

博物館資料の適切な収集・管理・活用に努め、台帳のデジタル化を推進するとともに、地域の歴史や文化についての調査研究を進め、展示、講座、体験学習等の開催により、市民が博物館で学ぶ機会を提供します。

市民の博物館活動への参画を推進し、地域や学校等との連携を図るとともに、博物館や蜷塚遺跡、伊場遺跡の魅力を高めます。

政策6 市民に愛される美術館

国宝・重要文化財の積極的な展示や、デジタルを活用するなど時代のニーズに合った魅力ある企画を行い、来館することへの期待や楽しみを持てるような展覧会を開催するとともに、美術館の新たな魅力の創出を推進します。

館蔵品の展示、調査研究を継続して行うことで、文化や時代のつながりとなる新たな視点を示します。

学校教育の場において芸術に触れる機会を提供し、次世代のリピーターとなる環境づくりを図るとともに公募展を継続して行い、学校や地域等との連携を図ります。

政策7 知の拠点としての図書館機能の拡充

利用者の多様なニーズに対応できるよう、デジタルを活用した図書館サービスや電子図書館機能の充実など、利便性向上を図ります。

誰もが図書館サービスを利用できるよう、自動車文庫の充実など図書館機能の拡充を推進します。

「知の拠点」として、多様な資料収集に努めるとともに、資料や情報にアクセスしやすい環境づくりを推進します。

政策8 専門職の人材育成

博物館、美術館、図書館等における専門職の育成に取り組みます。

地域の文化を支えていく人々の養成、文化施設の質を確保し、市民への学びの場としての充実を図ります。

基本政策 2

「する」「みる」「ささえる」でまちを元気にするスポーツの推進

政策 1 スポーツに親しみ、触れる機会の創出

レクリエーションスポーツから競技スポーツまで幅広い大会等への支援や、浜松シティマラソン、ビーチ・マリンスポーツ、パラスポーツのイベント開催など交流事業の展開により、地域スポーツの振興とスポーツに触れる機会を創出し、「する」スポーツ人口の拡大を目指します。

スポーツに関わる様々なシーズとニーズをマッチングするプラットフォームの構築により、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に関連する個人や団体との連携を活発化させることで、新たなスポーツ環境を構築します。

年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、誰もがスポーツを楽しむことができるインクルーシブスポーツを推進することで、共生社会の実現を目指します。

政策 2 誰もがスポーツを楽しむ環境の整備

大規模施設整備については、多様化するスポーツニーズへの対応を意識しながら計画的に進めます。

プロスポーツチームとの連携による観戦機会の創出や、国際大会・全国大会の積極的な誘致を進めます。

ハード整備とソフト事業の一体的な取組を進めることで、スポーツが持つ「まちを元気にする力」を産業の成長や地域経済の活性化などにおいても最大限に活かし、にぎわいを創出します。

地方自治

将来の理想の姿（2044 年）

持続可能な行政運営を推進し、
市民が幸せを感じられる自治体になっている。



10 年後（2034 年）の理想の姿

- ・ 多様な主体との協働を通じて、市民の幸福実感につながる政策を実行し、オール浜松で元気なまちを実現している。
- ・ 外国人市民が安心して生活し、きめ細かな教育が提供され、それぞれの能力を発揮できる魅力ある国際都市となっている。
- ・ 職員全体の資質向上が図られ、市民満足度の高い効率的かつ効果的な行政運営が行われている。
- ・ 引き続き安定的な財政運営が進められている。
- ・ 公共施設の量・質の適正化・長寿命化及び民間活力の導入が進んでいる。
- ・ デジタルを活用したまちづくりを推進し、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市となっている。

取組の方向性

- ・ 時代の変化と市民ニーズを的確に捉えた政策立案と効果的・効率的な資源配分を通じて、持続可能な行政運営を推進します。
- ・ 市民の声にしっかり耳を傾けるとともに、多様な機関から情報を収集し、様々なツールを活用して市政情報をわかりやすく伝えます。
- ・ 最適な組織体制の整備や定員管理を実施するとともに、地域課題を的確に捉え、迅速に対応できる職員の育成を図ります。
- ・ 適正な債務管理と必要な投資の両立によるしなやかな財政運営を行うとともに、市税をはじめとした財源の確保、保有財産・公共施設の適正化、民間活力の導入を進めます。
- ・ デジタル化により、適正な公共調達、効率的な課税・収納事務の実現を目指します。
- ・ 官民共創や市民が主体となった共助型のまちづくりを推進するとともに、デジタルを最大限に活用することで、市民のウェルビーイングの向上と都市の最適化を目指します。

政策体系

基本政策		政策	
1	市民とともに歩む未来を見据えた行政運営	1	基本構想の実現に向けた総合計画の推進
		2	多様な大都市制度の実現と広域連携の推進
		3	首都圏における戦略拠点の機能強化
		4	市民主体のまちづくりを支える広聴広報の好循環
		5	世界とのつながりと多様性を生かした都市の活性化
2	市民満足度の高い自治体組織と運営の実現	1	最適な組織体制と定員管理
		2	職員の育成
		3	未来に向けた都市経営の推進
		4	職員の健康管理と職場環境の安全管理
		5	政策法務の推進
		6	行政情報の提供・公開
		7	秘書・表彰業務の推進
3	将来像を実現する財政運営、資産経営、財源確保の推進	1	持続可能な財政運営
		2	アセットマネジメントの推進
		3	安全・安心で利用しやすい公共建築物の提供
		4	工事、物品等の適正な入札・契約
		5	公共工事の品質確保に向けた技術職員の技術力向上
4	行政サービスを支える市税の公平公正な課税と収納の推進	1	適正かつ効率的な収納
		2	公平公正・効率的な課税
		3	公平公正・効率的な徴収
5	デジタル活用による安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現	1	デジタル活用によるウェルビーイングの向上と都市の最適化
		2	住民情報系・庁内情報系システム及びネットワーク等の適正管理
-	-	-	適正な会計管理の推進
-	-	-	公正・円滑な選挙の執行管理
-	-	-	公正かつ能率的な人事行政運営の推進
-	-	-	行財政運営の適正確保に向けた監査等の実施

基本政策 1

市民とともに歩む未来を見据えた行政運営

政策 1 基本構想の実現に向けた総合計画の推進

基本構想に掲げる未来の理想の姿の実現に向け、各部局の主体的な取組を支援するとともに、EBPM を推進し、実施計画を策定・実行します。

国や県、企業、大学、団体、市民個人など、あらゆる主体との協働を通じて、基本計画における政策をより一層進展させます。

政策決定や実行の過程においては、女性の参画や活躍を推進します。

政策 2 多様な大都市制度の実現と広域連携の推進

地域課題に的確に対応できる行政体制の整備に向け、特別市（特別自治市）を含む多様な大都市制度の実現に向けた取組を進めるとともに、地方分権を推進します。

圏域の中核都市として、遠州地域や三遠南信地域などの連携を深めることで、地域課題の解決と圏域のさらなる発展を目指します。

政策 3 首都圏における戦略拠点の機能強化

首都圏の情報収集発信の拠点において、中央省庁や他都市をはじめとした関係機関の動向を的確に把握し、情報収集を迅速に行うとともに、時機を逃さず本市の魅力や情報を発信します。

首都圏における人的ネットワークを拡充し、情報の収集・発信機能を強化するとともに、円滑な要望活動の実施や関係人口の拡大を図ります。

政策 4 市民主体のまちづくりを支える広聴広報の好循環

市が取り組む施策等を市民にわかりやすく伝え、市政に対する理解や協力を得るとともに、市政への参画を促進し、市民主体のまちづくりを目指します。

市民からの多様な意見や問い合わせに対して迅速かつ正確に対応するため、デジタル技術を活用した回答の自動化と幅広い情報収集を進め、市民の利便性向上につなげていきます。

市が保有するオープンデータを積極的に公開し、市民による主体的な地域課題の解決を促進します。

政策 5 世界とのつながりと多様性を生かした都市の活性化

国際機関や海外諸都市との連携強化を図り、海外の活力を取り込むとともに、産業・観光、音楽、多文化共生など本市の特長や強みを生かした国際戦略を進めることで都市ブランドの向上を図ります。

産業経済や文化の活動拠点として、専門的・技術的分野の外国人材をはじめとした世界中の人々から選択され、多様な人材が活躍できる魅力あるまちづくりを推進します。

基本政策 2

市民満足度の高い自治体組織と運営の実現

政策 1 最適な組織体制と定員管理

事務事業の見直しを行い、業務量に見合った簡素で効率的な組織体制を維持するとともに、新たな行政需要に対応するための最適な組織体制の整備や定員管理を実施します。

組織体制や定員管理が常に最適なものであるか検証し、必要に応じて見直しを行います。

政策 2 職員の育成

行政を取り巻く環境の変化と多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉え、迅速に対応するため、目指すべき職員像として「変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員」を掲げ、職員の意識改革を推進します。

必要な知識・技能を習得する環境を整えることにより、職員の政策形成能力の向上を図ります。

政策 3 未来に向けた都市経営の推進

行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市役所運営のあり方について不断の見直しを行う中で、確保した経営資源を市民福祉の向上や必要な投資に充当するとともに、内部統制活動などによるガバナンスの強化を図ることで、持続可能な都市経営を実現します。

政策 4 職員の健康管理と職場環境の安全管理

健康診断、保健指導及びメンタルヘルス対策の実施により心身の健康の保持増進を図ります。

公務災害やハラスメントの防止に取り組み、職員が安心して自らの能力を発揮し、市民サービスを提供できる安全で快適な職場環境をつくれます。

政策 5 政策法務の推進

政策法務アドバイザー等の活用により、多様化・高度化する行政課題や法的トラブルに適法かつ適正に対応するとともに、法務研修を充実することで、職員の法務能力の向上に取り組みます。

政策 6 行政情報の提供・公開

市民への説明責任を果たし、行政の透明化を図るため、適正な文書管理や情報公開に必要な知識等を習得・向上させる研修の実施や指導などに取り組むとともに、積極的な行政情報の提供を推進します。

政策 7 確実な秘書の遂行と表彰の推進

市長のトップマネジメントを補佐し、円滑な政策決定や着実な市政運営を推進します。

市民の郷土に対する愛着を深めるため、市歌の普及を推進するとともに、市勢への顕著な功績を表彰し、市政の発展や公益の増進を図ります。

基本政策 3

将来像を実現する財政運営、資産経営、財源確保の推進

政策 1 持続可能な財政運営

市税はもとより国庫補助負担金等も含め、より一層の歳入確保を徹底するなど、限られた財源の有効活用を図るとともに、将来世代へ負担を先送りしない適正な債務管理と市民満足度向上のための必要な投資の両立によるしなやかな財政運営により、不測の事態が生じても行政サービスを低下させることなく安定的かつ継続的に提供できる強固な財政基盤を構築します。

政策 2 アセットマネジメントの推進

持続可能な行財政運営に向け、公共施設の見直しや統廃合、複合化などにより保有財産の量・質を適正化するとともに、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した良好な公共サービスの提供を推進します。

遊休財産の有効活用や売却、借地解消を推進します。

政策 3 安全・安心で利用しやすい公共建築物の提供

市民が安全・安心して利用しやすい公共建築物の提供を進めるとともに、施設用途や目的に応じた適正な整備レベルの確保を図ります。

既存建築物の長寿命化、耐震化及びユニバーサルデザイン化を進め、適正な建物保全を図ります。

政策 4 工事、物品等の適正な入札・契約

適正な公共調達为推进のため、入札契約制度の原則である「公平性、競争性、適正履行」につながる取組である電子入札・契約システムの導入により、発・受注者双方の入札・契約事務の効率化、文書のデジタル化と一元管理、透明性と競争性の向上、コスト削減を図ります。

政策 5 公共工事の品質確保に向けた技術職員の技術力向上

階層別研修、専門研修、派遣研修、技術伝承研修などの技術職員研修を計画的に実施するとともに、資格取得などの自己啓発を推進し、技術職員の知識の習得及び技術力の向上を図ります。

基本政策 4

行政サービスを支える市税の公平公正な課税と収納の推進

政策 1 適正かつ効率的な収納

多様な納付手段を提供することにより、現年課税分収入率の高水準を維持し、適正な収納を実現します。

納税者の利便性向上と収納業務の効率化を目指し、共通納税システムの利用促進を図ります。

政策 2 公平公正・効率的な課税

公平公正・効率的で適正な賦課業務を実施します。

市税にかかる電子申告・申請を推進し、納税者の利便性の向上を図ります。

政策 3 公平公正・効率的な徴収

市税収入の確保や税負担の公平性の確保の観点から、未収市税の厳正な徴収を実施し、滞納繰越額の削減を推進します。

静岡地方税滞納整理機構と情報の共有化を図るとともに、共同して徴収を実施します。

基本政策 5

デジタル活用による安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現

政策 1 デジタル活用によるウェルビーイングの向上と都市の最適化

官民共創や市民が主体となった共助型のまちづくりのもと、先端的な技術やデータ利活用により地域の課題解決や活性化を推進し、市民のウェルビーイング向上と都市の最適化を図ります。

市役所のフロントヤード・バックヤード改革やマイナンバーの利活用等により、快適な市民サービスの提供と業務効率化を図るとともに、テレワーク導入をはじめとした働き方改革の推進を進め、生産性の向上と職員のエンゲージメント向上を図ります。

政策 2 住民情報系・庁内情報系システム及びネットワーク等の適正管理

行政サービスを支える住民記録や税などの住民情報系システムや行政経営基幹システムなど庁内事務系システムの安定的な維持管理を行うとともに、庁内の各システムの最適化を図ることで、市民の利便性や職員の生産性のさらなる向上に取り組めます。

庁内情報基盤であるネットワーク等の適正な維持管理によりセキュリティの強化及び事務の効率化を図ります。

政策 適正な会計管理の推進

公金の適正な管理のため、透明性及び正確性を確保し、適正な会計管理を推進します。

公金収納や支出のデジタル化を支援することで、市民の利便性向上を図るとともに、コストの縮減や事務の効率化を目指します。

政策 公正・円滑な選挙の執行管理

投票環境の向上に取り組むとともに、研修等による職員の専門知識の維持向上を図り、任期満了に伴う選挙はもとより突発的な選挙にも対応できる体制を構築し、公正・円滑な選挙を執行します。

政策 公正かつ能率的な人事行政運営の推進

採用活動を通じて有為な人材の確保を図るとともに、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、社会情勢を反映した勤務条件の整備を促進します。

政策 行財政運営の適正確保に向けた監査等の実施

監査委員の監査等を通じて、市の事務の管理及び執行などについて、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任を果たします。

指標

生活満足度に関する指標

《幸福に関する指標の体系》

○総合指標（8 指標）

幸福実感、暮らしの満足といった分野横断的で総合的な実感を把握する指標

○分野指標（7 指標）

分野別計画の各分野に関する実感を把握する指標

○個別指標（35 指標）

各分野に関する具体的な項目について実感を把握する指標

《指標設定の考え方》

- ・本指標は現状を捉え、中長期的な経年変化の把握に活用するものとし、自治体政策の効果検証の対象とする KPI（数値目標）は設定しません。
- ・2024 年度に実施した市民意識調査（アンケート）のうち、総合指標と分野指標は基本計画の指標として実感の平均値を設定し、個別指標は実施計画の指標として設定します。
- ・総合指標のうち、「幸福実感」、「暮らしの満足」、「協調的幸福」については「とても幸せ」を 10 点、「とても不幸」を 0 点とする 11 段階評価としており、その平均値を基準値としています。
- ・その他の総合指標、分野指標については「感じる」を 5 点、「やや感じる」を 4 点、「どちらともいえない」を 3 点、「あまり感じない」を 2 点、「感じない」を 1 点に換算して、その平均値を基準値としています（平均値の算出にあたり「わからない」の回答を除いています）。

《生活満足度に関する指標の体系図》



【総合指標】

指標名	項目	基準値 (2024 年度)
幸福実感	幸せの実感の平均	6. 42
暮らしの満足	暮らしの満足に対する実感の平均	6. 28
協調的幸福	身近なまわりの人や大切な人の幸せに対する実感の平均	6. 21
住みやすさ	これからも浜松市に住み続けたいという実感の平均	4. 05
運動の実施	体を動かしたり運動したりすることができているという実感の平均	2. 93
身体的健康	身体的に健康な状態という実感の平均	3. 30
精神的健康	精神的に健康な状態という実感の平均	3. 39
時間的ゆとり	心が安らぐ時間を持つことができているという実感の平均	3. 53

【分野指標】

分野	指標名	項目	基準値 (2024 年度)
産業経済	経済活動	経済活動（市民の消費、企業の生産活動など）が盛んだという実感の平均	2. 75
こども・教育	こどもを生み育てる環境	こどもを生み育てやすい環境が整っているという実感の平均	2. 91
安全・安心・快適	安全・安心・快適の実感	安全・安心で住みやすいという実感の平均	3. 46
環境・くらし	生活環境の良好度	快適で良好な環境にあるという実感の平均	3. 31
健康・福祉	福祉・医療の充実	福祉・医療の面において安心して生活ができているという実感の平均	3. 31
文化・スポーツ	興味・関心事への取組	興味・関心のあることに取り組むことができているという実感の平均	2. 91
地方自治	地域への愛着	暮らしている地域に対する愛着を持っているという実感の平均	3. 36

成果指標

【産業経済】

基本政策		指標名	基準値 (2024 年度)	目標値 (2034 年度)
1	世界を市場とする産業・サービスの創造	市内総生産額	3 兆 931 億円 (2020 年度)	3 兆 7,061 億円
		企業立地決定件数 【2015～累計】	199 (2023 年度)	416
2	スタートアップ・エコシステムの構築	市内企業とスタートアップによる連携（共同研究・実証実験・事業連携・受発注 等）数	3 件	30 件 (累計)
3	国内外に通用する魅力ある地域資源の創造	一人当たり旅行消費額	21,935 円 (2023 年度)	35,500 円
4	もうかる農林水産業の推進	市内の 1 農家当たり農業産出額	3,091 千円 (2022 年度)	4,300 千円

【こども・教育】

基本政策		指標名	基準値 (2024 年度)	目標値 (2034 年度)
1	全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまちづくり	出生数	4,945 人 (2023 年度)	4,778 人
		（こども・若者総合相談センター）相談者の課題の改善・解消率	-	60.0%
2	自分や浜松の未来を創る人づくり	将来の夢や目標をもっている子供の割合	小 6 85.1% 中 3 68.5% (2023 年度)	小 6 90.0% 中 3 73.0%
		自分の住んでいる地域が好きな子供の割合	93.3% (2023 年度)	95.0%

【安全・安心・快適】

基本政策		指標名	基準値 (2024 年度)	目標値 (2034 年度)
1	みんなの力で自然災害から生き残る	自然災害による市民の死亡者数(関連死含む)	1 人 (2023 年度)	0 人
2	市民が集う活力ある都市づくり	居住誘導区域内人口密度	60.6 人/ha	61.5 人/ha
		公共交通分担率	4.3% (2018 年度)	5.0%
3	みどり豊かで、快適なまちづくり	公園をよく利用する人の割合	30.0% (2021 年度)	50.0%
4	災害に強く、安全で快適な社会基盤の構築と強化	浜松市橋梁耐震化計画に基づく橋梁耐震化率	8.2% (2023 年度) 16.0% (2024 年度見込)	100%
		人身交通事故件数	4,999 件 (2023 年度)	浜松市交通安全計画の目標値に準拠
5	いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり	火災による死者数(放火自殺者を除く)	6 人 (2023 年度)	0 人
		救急現場における市民による応急手当実施率※	52.9% (2023 年度)	60%
6	健全な水循環に貢献する強靱で安全・安心な上下水道の経営	水道基幹管路の耐震適合率	56.2%	63.2%
		重要施設に係る下水道管路の耐震化率	74.4%	83.5%

※救急現場において市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者に対し、応急手当を実施した割合

【環境・くらし】

基本政策		指標名	基準値 (2024 年度)	目標値 (2034 年度)
1	カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現	市域の温室効果ガス排出量	4,302.5 千 t-CO2 (2020 年度)	2,744.6 千 t-CO2 (2030 年度)
2	循環共生型社会の実現	ごみ総排出量	197,552t (2023 年度)	193,055t (2028 年度)
		保護地域及び自然共生サイトの面積	53,551ha (2022 年度)	53,700ha (2033 年度)
3	地域コミュニティの充実	協働センター等を核とした地域課題解決事業件数	17 件/年	42 件/年
		県内の刑法犯認知件数に占める市内件数の割合	22.9% (2023 年度)	21.9%

【健康・福祉】

基本政策		指標名	基準値 (2024 年度)	目標値 (2034 年度)
1	関係機関との連携による包括的な支援の推進	困った時に相談先が分からない人の割合	29.8% (2023 年度)	20.0%
		家事支援サービス事業を実施している地区社会福祉協議会数	36 団体 (2023 年度)	47 団体
2	人々の心身の健康を守る健康づくりの推進と医療の充実	健康寿命	男性 73.74 歳 女性 76.65 歳 (2019 年度)	男性 74.98 歳 女性 77.94 歳
		本市の受託医療機関に係るデジタル化の達成度	0%	100%
3	健康寿命日本一「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」浜松	健康寿命	男性 73.74 歳 女性 76.65 歳 (2019 年度)	男性 74.98 歳 女性 77.94 歳

【文化・スポーツ】

基本政策		指標名	基準値 (2024 年度)	目標値 (2034 年度)
1	文化、芸術、歴史の魅力に触れ、学び、楽しむ機会、場の提供	ユネスコ創造都市ネットワーク報告書（モニタリングレポート）総合評価	非常に満足 (2022 年度)	非常に満足
		文化芸術施設利用者数	4,207,425 人 (2022 年度)	4,300,000 人
2	「する」「みる」「ささえる」でまちを元気にするスポーツの推進	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	浜松市スポーツ推進ビジョン（第 3 期浜松市スポーツ推進計画）策定時に決定	
		成人の年 1 回以上のスポーツ観戦・応援実施率		
		成人の年 1 回以上のスポーツ支援実施率		

【地方自治】

基本政策		指標名	基準値 (2024 年度)	目標値 (2034 年度)
1	市民とともに歩む未来を見据えた行政運営	基本計画の成果指標全体の達成度	全成果指標決定後に算出	
		多文化共生事業の市民満足度	92.5% (2023 年度)	95.0%
2	市民満足度の高い自治体組織と運営の実現	(仮)定員管理計画の策定時に決定		
3	将来像を実現する財政運営、資産経営、財源確保の推進	(仮)中期財政計画の策定時に決定		
		タテモノ資産投資充足率	62.4% (2023 年度 決算値)	90.0%
		インフラ資産投資充足率	82.3% (2023 年度 決算値)	95.0%
4	行政サービスを支える市税の公平公正な課税と収納の推進	現年課税分収入率	99.55% (2023 年度 決算値)	10 月時点 公表不可
5	デジタル活用による安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現	Well-being 指標のうち、主観データ「デジタル生活」の偏差値（浜松市全体）	51.5	53.0

個別計画一覧

2025年4月1日現在（見込み）

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
産業経済	○			第2期はままつ産業イノベーション構想	2022年度～2028年度	7年	世界的企業やオンリーワン企業が生まれ育つ都市、新たな事業に挑戦する企業が集積する都市を目指し、経済の再生と持続的な発展を推進するための戦略ビジョン。
産業経済	○	○		（仮）中心市街地活性化ビジョン	2026年度～2044年度	19年	中心市街地における長期的な将来像や具体的施策を定めるもの。
産業経済		○	○	（仮）浜松市中心市街地活性化基本計画	2026年度～2030年度	5年	中心市街地活性化に向け、基本的な方針、目標、指標、計画事業について定めるもの。
産業経済		○		浜松市商業集積ガイドライン	2007年度～	-	浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例に基づく、まちづくりに関する指針。集客施設の建築等に係る手続き等を定めることにより、都市機能の適正な配置及び合理的な土地利用の促進を図ることを目的とする。
産業経済			○	浜松市認定創業支援等事業計画	2023年度～2028年度	5年	市内の産業支援機関が連携して、創業・新事業展開に取り組む体制を構築し、創業機運の醸成を図りながら新規創業者の増加を目指すもの。産業競争力強化法第128条第1項に基づく計画。
産業経済		○		地域未来投資促進法に基づく第2期静岡県浜松市基本計画	2024年度～2028年度	5年	浜松地域の特性である成長ものづくり分野のほか、ヘルスケア分野、農林水産分野、環境・エネルギー分野、観光資源を活用した観光分野などの多様な事業に取り組む地域企業を支援することで、複合的な産業構造の構築と持続的な産業成長の実現を目指すもの。
産業経済	○	○		浜松市農業振興ビジョン	2025年度～2034年度	10年	農業行政におけるマスタープランと位置付け、あるべき姿を示すとともに、体系的な施策の展開を図り、総合的、計画的に推進するための指針となる計画。
産業経済	○	○		浜松農業振興地域整備計画	2020年度～2029年度	10年	農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域内の優良農地の保全と計画的な農業振興施策の実施に関する計画。
産業経済	○	○		浜松市農村環境計画	2011年度～	-	農業地域の美しい景観や、そこに棲む生き物たちを取り巻く自然環境を守り育てていくために、地域の環境に総合的に配慮した農村整備事業の進め方を示す指針。
産業経済	○			農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想	2023年度～	-	農業経営基盤強化促進法に基づき県が策定した基本構想に即し、地域の実情を踏まえて、本市の農政推進のための目標を取りまとめた構想。

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
産業経済	○			浜松市森林・林業ビジョン	2007年～2037年	30年	森林の多面的な機能を高め、森林資源を有効活用するため、森林・林業のあるべき姿（将来像）や森林経営・管理の方向性などを明らかにしたビジョン。
こども・教育		○	○	（仮称）浜松市こども計画	2025年度～2029年度	5年	こども基本法に基づく「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策の推進」に関する計画。
こども・教育		○	○	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針	2023年度～	-	こどもたちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現することを目的に、社会動態や保育需要の変化に適応し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現するため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針
こども・教育	○	○	○	第4次浜松市教育総合計画	2025年度～2034年度	10年	目指すこどもの姿の具現化に向けて、家庭や地域、園・学校、行政が一体となって推進していく施策・取組を体系的にまとめたもの。
こども・教育		○	○	（仮）浜松市小中学校整備適正化方針	2025年度～2044年度	20年	新しい時代に対応した高機能で安全・安心な教育環境の構築をはじめ、老朽化した施設の効率的・効果的な再生・活用や、災害時の防災機能など、多様な社会的課題に対して一体的に整備を進めるうえでの理念や基本的な考えを示すもの。
安全・安心・快適			○	浜松市地域防災計画	1963年～	-	災害対策基本法に基づき、本市の総合的な防災行政の整備と推進を図るための計画（毎年度更新）。
安全・安心・快適			○	浜松市国民保護計画	2006年度～	-	国民保護法及び静岡県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、措置及び実施体制等について定めた計画。
安全・安心・快適			○	浜松市国土強靱化地域計画	2018年度～2027年度	10年	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の第13条に基づき、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を総合的・計画的に推進する指針としての計画。
安全・安心・快適		○	○	浜松市津波防災地域づくり推進計画	2014年度～	30年	津波防災地域づくりに関する法律に基づき、将来起こりうる津波被害を防止・軽減するため、本市の津波対策とまちづくりの具体的な姿を総合的に定めた計画。
安全・安心・快適			○	浜松市地震・津波対策アクションプログラム2023	2023年度～2032年度	10年	「静岡県第4次地震被災想定」、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、地震対策及び津波対策に資する個別アクションについて具体的な取組及び達成すべき数値目標、達成時期を定めた計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市都市計画マスタープラン	2020年度～2045年度	25年	都市計画区域マスタープランに即して、市町村の範囲における地域に密着した都市計画の基本的な方針。

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
安全・安心・快適	○	○		浜松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	2015年度～2035年度	20年	都市計画法に基づく、都市計画区域を対象として広域的知見から定める都市計画の基本的な方針。
安全・安心・快適	○	○		浜松市立地適正化計画	2018年度～2048年度	27年	都市計画マスタープランの一部として、都市機能や居住の立地を市街地の一定の区域に誘導するための計画。
安全・安心・快適	○	○		国土利用計画浜松市計画	2010年度～2017年度 継続活用	-	国土利用計画法に即して、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することで、安心して暮らせる地域社会の形成を目的とした計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市景観形成基本計画	2010年度～	-	良好な景観を保全・育成・創出するための理念や目標、方針などを示す基本計画。
安全・安心・快適		○	○	浜松市景観計画	2009年度～	-	景観法に基づき、地域別の景観形成基本方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを示すとともに、景観重点地区を定めている計画。
安全・安心・快適		○	○	浜松市歴史的風致維持向上計画	2022年度～2031年度	10年	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的なまちなみと一体となって、風情・情緒・たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくための計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市総合交通計画	2010年度～2030年度	20年	広大な市域を有機的に結ぶ総合的な交通体系を構築するための交通計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市耐震改修促進計画	2021年度～2026年度	5年	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県の耐震改修促進計画との整合性を図りつつ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。
安全・安心・快適	○	○	○	浜松市住生活基本計画	2022年度～2031年度	10年	住生活基本法の理念や住生活基本計画（全国・県計画）に即して、市民の安全・安心で豊かな住生活の実現に向けた具体的な取組を実行することで、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に資することを目的とした計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市緑の基本計画	2021年度～2030年度	10年	都市緑地法に基づき、緑の現状や多様なニーズを踏まえ、緑地の保全や緑化の推進について、取り組むべき施策を定めた「みどり」政策の基本となる総合的な計画。
安全・安心・快適			○	浜松市都市計画公園整備プログラム	2025年度～2034年度	10年	公園整備に着手する時期を明確にすることで、関係権利者の不安を軽減し、計画的な土地の利用に資するため、市の現状や市民ニーズを把握し、効果的・効率的となるよう公園整備の優先順位を示したものの。
安全・安心・快適	○	○		浜松市のみちづくり計画	2025年度～2034年度	10年	道路を取り巻く環境、浜松市の将来像・関連計画、市民ニーズを踏まえ、「つかい、つくり、まもる」の観点からみちづくりの基本方針を定めた計画。

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
安全・安心・快適	○	○		浜松市交通安全計画	2021年度～2025年度	5年	国・県の交通安全計画に基づき、陸上交通の安全に関する長期的な施策の大綱及び交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市自転車走行空間等整備計画	2013年度～	-	社会資本整備方針の主要事業「地域を支える道路関係事業」に再掲された自転車利用環境の整備に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市自転車活用推進計画	2020年度～2029年度	10年	自転車活用推進法第11条に基づき、国及び静岡県 of 自転車活用推進計画を鑑みつつ、これまで各個別計画で実施していた自転車の活用に関する取組みを、浜松市の実情に応じた自転車の活用に関する基本的な方針や施策として位置付けた自転車施策の総合的な計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市道路施設管理基本方針	2023年度～	-	道路施設の効率的・効果的な防災・減災、老朽化対策を推進し、道路管理の最適化を図るための基本方針。
安全・安心・快適			○	浜松市地籍調査事業計画	2010年度～2039年度	20年	国土調査法に基づく調査、測量を行い、地籍の明確化を図る事業を効果的に実施するための計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市川づくり計画	2025年度～2034年度	10年	安全で安心して暮らせる川づくりの実現を目指し、河川の将来あるべき姿とその実現に向けた当面の河川整備の方向性を定めた計画。
安全・安心・快適			○	浜松市総合雨水対策計画2024	2024年度～2033年度	10年	今後増加する水災害リスクに対し、被害の軽減、被害からの早期復旧を目指し、10年間で整備すべきハード、ソフト対策を含めた総合的な雨水対策の方針を示した計画。
安全・安心・快適	○	○		浜松市上下水道基本計画	2025年度～2034年度	10年	上下水道事業が目指す方向や取組内容などを示す上下水道一体の計画。
環境・暮らし			○	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	2024年度～2030年度	7年	浜松市域から排出される温室効果ガスを、市民・事業者・市がそれぞれ求められる役割を果たしながら、相互に連携して削減するための計画。
環境・暮らし			○	浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2024年度～2030年度	7年	市の事務事業から排出される温室効果ガスを、市自らが全庁を挙げて削減するための計画。
環境・暮らし	○			浜松市バイオマス産業都市構想	2013年度～2030年度	18年	豊富なバイオマス資源のエネルギー利用と関連産業の活性化を推進していくための計画

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
環境・くらし	○	○		第3次浜松市環境基本計画	2025年度～2034年度	10年	目指す環境の将来像を明らかにするとともに、実現するための施策の基本的方向を示し、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に展開するための計画。
環境・くらし			○	生物多様性はままつ戦略2024	2024年度～2033年度	10年	市域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針や具体的施策を定め、体系的・総合的に推進するための計画。
環境・くらし		○	○	浜松市一般廃棄物処理基本計画	2022年度～2028年度	7年	一般廃棄物と生活排水の処理に係る基本方針や将来的な処理方法と処理施設の整備について具体的な政策を示し、廃棄物の適正な処理の実現を目指す計画。
環境・くらし	○	○		浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画	2025年度～2034年度	10年	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、地域の防犯意識を高めるとともに、身近で起きている犯罪を抑制する整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進するための計画。
環境・くらし	○	○		第二次浜松市空家等対策計画	2022年度～2034年度	13年	住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がある空家問題に対し、市の取り組みを体系的に整理し推進するための計画
環境・くらし	○	○		浜松市消費者教育推進計画	2021年度～2025年度	5年	消費者教育推進法第10条第2項の規定に基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針及び静岡県消費者教育推進計画を踏まえ、浜松市における消費者市民社会の形成をめざし消費者教育を推進するための計画。
環境・くらし	○			浜松市市民協働を進めるための基本指針	2019年度～	-	多様な主体によるまちづくりを実現するため、3つの柱を定めて取組みの道筋を示すとともに、4つの主体（市民、市民活動団体、事業者、市）の将来像を示した市民協働を進めるための基本指針。
環境・くらし		○	○	第3次浜松市中山間地域振興計画	2025年度～2029年度	5年	中山間地域が抱える課題に向き合い、地域の魅力や資源をいかし、持続可能な地域づくりを進めるため、個人や各種団体、企業、行政などが中山間地域の将来像を共有し、実現するための指針と具体的な事業を示す計画。
環境・くらし		○		浜松市過疎地域持続的発展計画	2021年度～2026年度	6年	過疎法に基づく過疎地域で各種施策を総合的かつ計画的に推進することで、魅力あるまちづくりと活力ある市民生活の実現を図る計画
環境・くらし		○	○	区政運営方針	2025年度～	1年	区における10年後の将来像とそれに向けたまちづくりの基本方針を定めた計画。
環境・くらし		○	○	第3次浜松市ユニバーサルデザイン計画	2022年度～2034年	13年	誰もが自らの考えで選択し、自由に社会参画し、いつまでも安全かつ安心して快適に暮らすことができるまちとなるように、市民、事業者、市が協働してユニバーサルデザインによるまちづくりを総合的に推進するための計画。
環境・くらし		○	○	第4次浜松市男女共同参画基本計画	2025年度～2029年	5年	すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画。

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
健康・福祉	○	○		地域福祉計画	2024年度～2028年度	5年	年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが住み慣れた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、行政等が連携して取り組めるよう、地域福祉の方向性を示した計画。
健康・福祉		○		人権施策推進計画	2025年度～2029年度	5年	一人ひとりがかかけがえない存在であることを認識し、多様性を認め合い、人権を尊重する社会の実現を目指すもの。
健康・福祉		○	○	第10次浜松市高齢者保健福祉計画・第9期浜松市介護保険事業計画（はままつ友愛の高齢者プラン）	2024年度～2026年度	3年	老人福祉法と介護保険法に基づき、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的として、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。
健康・福祉		○		第4次浜松市障がい者計画	2024年度～2029年度	6年	障がいのある人の自立及び社会参加のための施策を、総合的かつ計画的に推進するもの。
健康・福祉			○	第7期浜松市障がい福祉実施計画・第3期浜松市障がい児福祉実施計画	2024年度～2026年度	3年	障害福祉サービス及び障害児通所支援等が計画的に提供されるよう、成果目標の設定および各サービス等の見込み量を定めるもの。
健康・福祉		○	○	浜松市国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画	2024年度～2029年度	6年	国民健康保険法に基づき、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的とした「データヘルス計画」と、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事項を定めた「特定健康診査・特定保健指導実施計画」を一体的に策定した計画。
健康・福祉	○	○	○	第四次浜松市自殺対策推進計画	2024年度～2028年度	5年	自殺対策基本法に基づき、本市の自殺者の減少を目指すための計画。
健康・福祉	○	○	○	第3次浜松市がん対策推進計画	2024年度～2029年度	6年	がん患者とその家族を含めた市民一人ひとりが、がんを正しく理解し、予防と早期発見に取り組むことを目指して定めた計画。
健康・福祉		○	○	浜松市病院経営強化プラン	2023年度～2027年度	5年	持続可能な地域医療体制を確保するため、本市の3病院が担うべき役割・機能と経営強化の方向性を定めた計画。
健康・福祉	○	○	○	健康はままつ21	2024年度～2035年度	12年	市民の健康づくりを総合的に推進するために「第3次浜松市健康増進計画」「第2次浜松市歯科口腔保健推進計画」「第4次浜松市食育推進計画」を一体的に策定した計画。
健康・福祉		○	○	浜松市感染症予防計画	2024年度～2029年度	6年	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症対策の一層の充実を図る計画。

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
健康・福祉		○	○	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画	2014年度～	-	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や各発生段階における対策を定めた計画。
文化・スポーツ	○			浜松市文化振興ビジョン	2020年度～2030年度	10年	本市のこれからの文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術にかかわる様々な主体が本市の文化振興の担い手として活躍するための道しるべとなるビジョン。
文化・スポーツ	○			浜松市生涯学習推進大綱	2025年度～	-	市民の生涯学習活動推進を目的として、本市の役割と基本的な方向性や考え方を示し、事業展開の指針とするもの。
文化・スポーツ	○	○		浜松市図書館ビジョン	2018年度～2028年度	10年	地域に根ざした情報拠点としての図書館の役割と目指す方向性を示した計画。
文化・スポーツ		○	○	浜松市子供読書活動推進計画	2022年度～2031年度	10年	子どもの読書活動を推進するために、施設の方角、推進・支援体制の整備、本市の重点目標などについて総合的に示した計画。
文化・スポーツ	○	○	○	浜松市文化財保存活用地域計画	2021年度～2030年度	10年	本市における文化財の特徴をまとめるとともに、文化財の保存と活用の方針や今後実施する具体的事業を定め、歴史・文化・自然を活かしたまちづくりを進めることを目的とする計画。
文化・スポーツ	○			「創造都市・浜松」推進のための基本方針	2013年度～	-	創造都市の意義を明確にするとともに、目指す創造都市の姿や実現のための取り組みイメージを示すもの
文化・スポーツ		○	○	浜松市スポーツ推進ビジョン (第3期浜松市スポーツ推進計画)	2025年度～2029年度	5年	従来のスポーツ振興とともに、年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、誰もがスポーツを楽しむインクルーシブスポーツが文化として定着しており、スポーツを「する」「みる」「ささえる」が相互に機能することにより市民の活力が生まれ、にぎわいが創出されているまちを推進するためのビジョン。
地方自治	○	○	○	(仮) 浜松市地方創生総合戦略	2025年度～2029年度	5年	浜松市総合計画を基本とし、本市の特色を活かした地方創生の考え方や取組を定め、人口現状分析及び推計人口を示した人口ビジョンと地方創生SDGsに関する取組の計画を一体的に策定した計画。
地方自治	○			浜北副都心構想	2009年度～	-	新市建設計画にて、浜北地域が都市機能集積ゾーンに位置付けられたことから、都心機能を補完する副都心として、整備のイメージや求められる機能などを定めた構想。
地方自治	○	○		第3次浜松市多文化共生都市ビジョン	2023年度～2028年度	6年	価値創造型の多文化共生都市・浜松の実現を目指して策定した「協働」「創造」「安心」の3つの柱からなる計画。

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
地方自治	○	○		第3次浜松市国際戦略プラン	2025年度～2029年度	5年	持続可能な発展を目指し、庁内横断的かつ官民の協働により国際分野に戦略的に取り組む計画。
地方自治		○		地域日本語教育推進方針	-	-	本市の日本語教育施策推進の指針として、地域日本語教育推進に向けた考え方や方向性を示したもの。
地方自治			○	浜松市地域日本語教育推進アクションプラン	2023年度～2027年度	5年	地域日本語教育推進方針をより具体的かつ確実に進めるため、具体的なアクションやKPI等を定めたもの。
地方自治		○	○	(仮) 定員管理計画	2025年度～2029年度	5年	適正な組織体制と定員管理の下、災害対応や社会環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりや持続可能な都市経営を行うための計画。
地方自治	○			(仮称) 浜松市職員人材育成・確保基本方針	2025年度～※終期は設定なし ※現方針を2025年3月に改定予定	-	職員の人材育成、人材確保、職場環境整備について、基本的な方針を示すもの。
地方自治		○	○	浜松市行政経営推進プラン	2020年度～2029年度	10年	より厳しさを増す社会経済情勢において、市民福祉の向上や都市の活力維持を目指し、組織や事業のあり方について常に先手を打ち見直しを進め、自由度の高い経営資源を確保するための計画。
地方自治		○		浜松市民間活力の導入に関する基本方針	2017年度	-	公共サービスの質の向上と効率化を実現し、住民福祉の増進、財政健全化、市内経済の持続的かつ安定的な成長に寄与することを目的に、市全体の事業バランスや地域性等を考慮し、「民間でできることは民間に」の考えに基づき、民間事業者等の知恵・資金等を有効活用した「民間活力の導入」を推進するための基本方針。
地方自治	○	○		(仮) 中期財政計画	2025年度～2034年度	10年	中期的な財政運営の見通し、目標などを定める計画。
地方自治		○	○	浜松市公共施設等総合管理計画	2025年度～2034年度	10年	市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための計画。
地方自治		○	○	浜松市公共建築物長寿命化指針	2017年～	-	「浜松市公共施設等総合管理計画」に基づき、市が保有する公共建築物（タテモノ資産）の改修を計画的に実施して建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な建築物の提供を目的とする指針。
地方自治		○	○	(仮) 浜松市公共建築物長寿命化計画（一般施設）	2025年度～2034年度	10年	「浜松市公共施設等総合管理計画」及び「浜松市公共建築物長寿命化指針」に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施して建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な建築物の提供を目的とする計画。

分野	レベル			計画名称等	計画年度	計画期間	内容
	構想	基本計画	実施計画				
地方自治		○	○	浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン基本計画	2007年度～	-	「第3次浜松市ユニバーサルデザイン計画（U ゆうプランⅢ）」の基本理念である『思いやりの心が結ぶ優しいまち』の実現に向けた、公共建築物のユニバーサルデザインに関する基本的な計画。
地方自治	○			（仮）浜松市デジタル・スマートシティ構想	2025年度～2029年度	5年	デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第1項に基づきデジタルの力を最大限活用し、「（仮）Well-Beingの向上」と「都市の最適化」を目指すもの。
地方自治	○			（仮）浜松版MaaS構想	2025年度～2029年度	5年	モビリティと各種サービスの連携による持続可能なまちづくりを推進するための指針。
地方自治			○	（仮）浜松市DX推進計画	2025年度～2029年度	5年	デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項に基づきデジタル・ガバメント（電子行政）や官民のデータ活用を効果的に推進し取組を加速するもの。

分野ごとの計画数

分野名	計画数
産業経済	11
こども・教育	4
安全・安心・快適	26
環境・くらし	15
健康・福祉	12
文化・スポーツ	7
地方自治	18
合計	93

用語集

用語	解説	該当ページ
アーバンスポーツ	都市での開催が可能なものとして、音楽、ファッションなど遊び感覚の高い若者文化とともに進化するもの。ボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、トランポリン、スケートボード、3×3などがあるが、特に種目などを限定するものではない。	32
アセットマネジメント	公共施設、インフラ、土地などの資産を効率的に管理・運用する手法のこと。	63
医療DX	電子カルテ、遠隔診療、電子処方せん、マイナ保険証など、デジタル技術を活用して医療サービスの質と効率を向上させる取り組みのこと。	43, 47
インクルーシブスポーツ	年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、誰もが楽しめるスポーツ環境のこと。	51, 55
イノベーション	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。	13, 14, 15, 17, 37, 38, 39, 49
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。	14, 18
インフラ	インフラストラクチャーの略称で、和訳すると「社会資本」。社会資本とは道路や水道といったライフラインをはじめ、河川や鉄道、空港など、私たちの暮らしを支える施設。	9, 33
ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的に良好な状態のこと。WHO憲章において健康の定義として記載されている。	4, 25, 57, 58, 65
エンゲージメント	仕事に対してやりがいや誇りを持つとともに、働くことで活力を得られている充実した心理状態。	65
オープンイノベーション	組織のイノベーションを促進するために、内部と外部の技術やアイデアを積極的に活用し、新しい価値を創り出すこと。	14, 15
ガーデンツーリズム	複数の庭園がテーマのもとに連携することで、より個性を際立たせ、それぞれの良さを発揮できるように磨き上げを図り、魅力的な体験や交流を創出する取組。	32
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	8, 37, 38, 39
介護ロボット	介護が必要な方の自立支援や、介護する側の負担軽減に役立てられるロボット機器。センサー等により周囲の状況を判断した上で作動する機械システムのことを指す。	46

用語	解説	該当 ページ
ガストロノミー	その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れること。	18
ガバナンス	透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための仕組み。	61
官民連携プラットフォーム	医療機関、大学、商工会議所をはじめとした関係団体、金融機関、民間企業と浜松市が参画し、相互に連携・協力し浜松ウエルネスプロジェクトを推進する組織のこと。	43
キャッシュレス	お札や小銭などの現金（キャッシュ）を使用せずにお金をはらうこと。	30
教育のDX	教育に関するデータやデジタル技術を活用することで、児童生徒への教育や教職員の事務作業などを変革すること。	21
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。	33
グローバル・サウス	アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、中東など南半球や北半球の南部に位置する新興・途上国のこと。日米欧など北半球に多い先進国に比べ、人口の増加率や経済成長率が高く、世界の政治・経済をリードする存在として注目を集める。	15
グローバル・スタートアップ・キャンパス	2028年度以降、世界中から優秀な研究者や起業家、投資家を招き、知恵と資源を結集して、新たなスタートアップの創出を目指すため、東京の都心（渋谷・目黒）に設立される拠点のこと。	17
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。誰もがゲートキーパーとしての意識を持つことが大切とされる。	48
健康経営優良法人	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業として、経済産業省から認定を受けた大企業や中小企業等の法人のこと。	43, 49
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。	8, 43, 44, 45, 49
高度人材	我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、労働市場の効率性を高めることが期待される人材のこと。	8, 13
交流人口	ある地域に訪れる人々のこと。地域に住んでいる人（定住人口又は居住人口）に対する概念であり、訪れる目的は通勤・通学、買い物、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど特に内容を問わない。	18
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。	23

用語	解説	該当 ページ
子ども・若者総合相談センター	子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点のこと。	24
コンテンツツーリズム	地域に関わるコンテンツ（映画、テレビドラマ、小説、マンガ、ゲームなど）を活用して、観光と関連産業の振興を図ることを意図したツーリズムのこと。	18
コンベンション	いわゆる国際会議であり、学会や産業団体、さらには政府等が開催する大規模な会議のこと。	18
サーベイランス	感染症の発生動向調査のこと。感染症の発生情報を把握、分析し、その結果を国民や医療関係者へ迅速に提供・公開することにより、感染症の予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止する。	48
三遠南信	愛知県東部の東三河地域を「三」、静岡県西部の遠州地域を「遠」、長野県南部の南信州地域を「南信」とした、3県の県境にまたがる地域のこと。	8, 59
シティプロモーション	地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動のこと。	14, 18
自主防災隊	おおむね自治会単位の地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に結成する防災組織のこと。	29
自然共生サイト	国（環境省）が認定する、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などが候補となる。	40
社会的包摂性	支援を必要とするこども（障害、不登校、日本語能力など）を含め、誰一人取り残すことなく支援して支えていくこと。	25
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的として、住民ニーズ・課題の明確化、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会福祉法に規定された民間団体のこと。	45
循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	37, 38
循環共生型社会	環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力（地球が安定的な状態を維持するために人間の活動が及ぼす影響について地球環境が許容できる限界）を守り、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる社会のこと。	8, 38, 40
上下水道一体	令和6年能登半島地震以降、上下水道施設について、浄水場、浄化センター等の施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化により、災害時においても水道、下水道の機能確保を図ることが求められており、水道に比べて下水道の復旧が遅れ、水道が使用できないことなどがないように備えること。	36

用語	解説	該当ページ
消防職団員	消防職員と消防団員の総称のこと。 消防団員とは、通常は各自の職業（学生含む）に従事しながら火災などの災害が発生したときは「自らの地域を自ら守る」という郷土愛護の精神をもって活動している特別職の地方公務員（非常勤）。	27, 28, 35
消防通信ネットワーク	衛星・無線・電話・インターネットなど、複数の通信手段を活用することで、119番通報などの緊急通報を受信し、迅速かつ確実に情報を伝達し、消防活動を支援するための通信の仕組みのこと。	35
食農教育	食のもつ多彩な役割の重要性を伝える「食育」に加えて、食を支えている農業についての知識や体験などを含む教育のこと。	19
自立相談支援機関	経済的な事情により生活にお困りの方からの相談を総合的に受け付け、生活困窮状態からの脱却や課題解決に向けた伴走型支援を行う機関のこと。	45
スタートアップ	革新的な技術やビジネスアイデアを持ち、社会課題の解決などを通じて社会に新しい価値を提供することにより、短期間での飛躍的な成長を目指す企業のこと。	8, 13, 14, 15, 17
スタートアップ・エコシステム	シリコンバレーで生まれた言葉であり、起業家、起業支援者、企業、大学、金融機関、公的機関等が結び付き、スタートアップが次々と生まれ、それがまた優れた人材・技術・資金を呼び込み、発展を続ける環境を生態系になぞらえた呼称。	13, 14, 17
スマート農林水産業	ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、省力化とともに安定的な収量・品質を可能とする農林水産業のこと。	19
脱炭素	カーボンニュートラルと同義で使われる。カーボンニュートラルとなった社会を脱炭素社会と呼ぶ。	8, 32, 37, 38, 39
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うこと。	29, 38, 41
地域支援看護師	医師会への委託等により、本市の中山間地域に配置された看護師で、地域住民への健康教育・健康相談活動、オンライン診療補助、地域の多職種連携会議への助言などの役割を担う看護師のこと。	47
地域スポーツ	学校や地域の単位でスポーツに親しむことができる環境のこと。	55
地域包括ケア	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目指した、地域の包括的な支援・サービスのこと。	47
特定外来生物	海外から人間によって持ち込まれた外来生物であり、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から国が法律で指定した生物のこと。指定された生物は、輸入、野外への放出、飼育、栽培、保管及び運搬等が禁止される。	40

用語	解説	該当ページ
特定健診	生活習慣病の予防のために、医療保険者が実施主体となり、40歳から74歳の加入者を対象に行われる健康診断のこと。	46
特別市（特別自治市）	広域自治体（都道府県）に含まれない一層制の地方公共団体で、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務を処理するもの。道府県がもつ市町村の連絡調整機能や補完機能はもたないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。	59
独立採算の原則	公営企業の経営に要する経費は、経営に伴う収入（料金）をもって充てることを原則とする考え方。	36
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。	37
バックキャストिंग	目標となる将来の理想の姿を想定し、その姿から現在を振り返り、今すべきことを定める考え方のこと。	2, 4
バックヤード	窓口などのフロントヤードを支える内部処理・内部事務のこと。例えば、証明書の請求については、申請情報のシステムへのデータ入力や確認、審査、発行、入金処理などがバックヤード業務にあたる。なお、こうした内部事務を、デジタル化や集約化により効率化することを「バックヤード改革」と呼ぶ。	65
パラスポーツ	パラは「並行する」の意で、「もう一つの」スポーツを表すもの。身体機能や知的発育などに障害がある人が行うスポーツ。	55
ハラスメント	業務上必要かつ相当な範囲を超える言動や性的な言動など、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格や尊厳を不当に傷つけること。	61
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを除去し、生活しやすくすること。	30, 32
ハローワーク	仕事探しや雇用に関するさまざまなサービスを提供する国の就職支援機関	45
ビッグデータ	利用者が急速に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。	33
人と動物の共生する社会	市民の動物に対する愛護意識が高まり、動物の健康や安全が保持されるとともに、動物による人の生命、身体及び財産が侵害されることがなく、生活環境が保全されている社会のこと。 ここでいう「動物」とは、「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」で定義されている、人が飼養又は保管をしている動物であって、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものを指す。	48

用語	解説	該当ページ
病診連携	浜松医療センターにおいて、地域の診療所等から患者紹介を受入れ、適切な診断・治療が終了したのち患者を再び診療所等に移行するなど病院・診療所間の連携。	47
病病連携	浜松医療センターにおいて、急性期の治療が終了した患者を速やかに回復期、慢性期病院に移行するための病院間連携	47
フィルムコミッション	映画やドラマ、CMなどの撮影誘致や撮影支援を行う事業。	18
ブルーカーボン	大気中の二酸化炭素から、海草や海藻などの海の生物によって吸収された炭素のこと。	19
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考え、自分の生活や健康に向き合うことが、次世代のこどもの健康にもつながるというヘルスケアのこと。	47
フロントヤード	「住民と行政との接点」の総称。近年は従来の対面窓口に加え、スマホやコンビニ、リモート窓口、仮想空間（メタバース）など、多様化している。なお、利用者起点で住民と行政の接点から仕事のやり方を総合的に変えていくことを「フロントヤード改革」と呼ぶ。	65
ボトムアップ	現場の職員の意見を積極的に吸い上げ、それをもとに意思決定していく方式。	9
水循環	水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。上下水道事業は、川や地下水から水を取り浄水して広く配水し、使われた水を集め浄化して川などの自然に戻すまで、自然の水循環の一部を使用して行われている。	27, 28, 36
メンタルヘルス	心の健康状態のこと。「生活の質」に影響するとされている。	48, 61
ユニークベニュー	歴史的建造物や公的空間で会議・レセプションを開催することにより、特別感や地域特性を演出できる会場のこと。	18
ユネスコ創造都市ネットワーク	文学、映画、音楽、芸術などの分野において、都市間でパートナーシップを結び相互に経験・知識の共有を図り、またその国際的なネットワークを活用して国内・国際市場における文化的産物の普及を促進し、文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図ることを目的に平成16年（2004年）に創設されたネットワーク。浜松市は平成26年（2014年）12月に、音楽分野においてアジアで初めて加盟した。	53
ライフコースアプローチ	成人期における疾病やリスクの予防を、胎児期、乳幼児期から成人期、高齢期までつなげてアプローチすること。	47
リ・スキリング	新しい職業に就くため、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。	15

用語	解説	該当ページ
流域治水	河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。	34
レクリエーションスポーツ	楽しみ、健康、交流を求めて、主として自由時間に行う諸活動で、社会的活力を生むためのスポーツ。	55
ワークライフバランス	仕事と生活の調和のこと。 仕事と生活の調和が実現した社会は「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされる。	15
AI	人口知能の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。	33
DMO	地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。 (Destination Management/Marketing Organization (観光地域づくり法人))	18
DX	ICTの浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	8, 21, 43, 46, 47
EBPM	政策の目的を明確化したうえで、合理的根拠に基づいて政策を企画立案すること。(Evidence Based Policy Making (証拠に基づく政策立案))	59
FSC® 森林認証	森林が適切に管理されていることを第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもの。それらの森林から生産された木材や木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度であり、違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組み。(Forest Stewardship Council® (森林管理協議会))	19
HACCP	食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。 (Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点))	47
HUB機能	HUBとは、車輪やプロペラなどの中心にある部品や構造のこと。転じて、中心地、結節点、集線装置などの意味で用いられる。 結節点という意味から、患者にとって切れ目のない医療を安心して受けていただくために、地域の医療施設をスムーズにつなぐ機能。	48
ICT	情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology: 情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられている。 (Information and Communication Technology (情報通信技術))	16, 19, 46

用語	解説	該当 ページ
MaaS	地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。（Mobility as a Service（サービスとしての移動））	30
MICE	企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。	18
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。また、このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と言う。	29
6次産業化	農林漁業者（1次産業）が、加工（2次産業）や販売（3次産業）などを行う経営の多角化や、他産業者（2次産業、3次産業）と連携して行う取組のこと。	19

第 4 回浜松市基本計画検討委員会について

1 第 4 回浜松市基本計画検討委員会の開催

日時：2024 年 10 月 16 日（水）9 時 30 分～11 時 10 分

委員：別紙「浜松市基本計画検討委員会」名簿のとおり、委員長（市長）を含み 19 名

※当日は 1 名欠席（事前にコメントを受理）

議事：(1)パブリック・コメントの結果報告について

(2)浜松市総合計画基本計画（最終案）について

(3)基本計画の参考資料について

2 委員からの主な意見

主に、今後基本計画を実行していくにあたっての期待や要望などについてご意見をいただいた。

(1)全体について

- ・議論全体が前向きでオープンなスタイルを取っており、計画を作る過程が非常に良い雰囲気だった。また、ウェルビーイングや幸福を実感できる、など明確なテーマが掲げられていてわかりやすい。
- ・計画は作るのではなく実現することが目的であり、市民がやらないと実現しない。この計画を市民の人たちに自分ごととしてもらうプロセスが大事になる。
- ・分野別計画では、参加型まちづくりに関わる施策が抜け落ちている印象がある。市として市民参加のしやすさをどう準備するのかが見えにくい。
- ・老若男女問わず全市民にしっかりと周知し、そこからいろいろな声を聞いて、今後に生かしていくとより良いものになっていく。
- ・アウトカム指標の目標を達成するために、今後策定される実施計画、個別計画において実行性を担保するようにしてほしい。
- ・計画の進捗を確認する中で、単に数値を確認するだけでなく、やり方もチェックして、どのように改善するのかを常に考えてほしい。
- ・様々な指標があるが、計画を実施していく中で修正が必要であればステークホルダーと協力しながら、情報公開しつつ、お互いに修正していくという姿勢が大切。
- ・パブリック・コメントの中で、こどもの権利について意見があるが、全ての人の権利を守ることが幸せな暮らしにつながってくる。

(2)産業経済

- ・エネルギー、EV、AI 等、めまぐるしく状況が変わるため、毎年、次年度以降の事業展開を見直していくことが重要。地域企業も、新しいものにチャレンジしないと生き残れないという意識はすごくある。
- ・浜松は、スタートアップが非常に充実していると評価を受けていることから、引き続き進めてほしい。

- ・観光については、外資系のホテルチェーンが参入してきているが、地元資本も生き残れるよう、一緒に頑張っていけるとよい。
- ・浜松は多くの農産品があり全国でも有数の産地だが、他の分野も含めてここだけは全国で絶対負けない、日本一を目指す、ということも幸福度を上げる 1 つの方法ではないか。

(3) こども・教育

- ・少子化対策が最重要課題だと思われるので、結婚や出産について良いイメージにつながるような取組をしてほしい。
- ・パブリック・コメントにもあったように、こどもや若者、子育て世代、関係機関等の声が反映され、市の全てのこどもたちのための計画になるようにしてほしい。
- ・こども教育分野の人材不足は深刻になっている。市には、職員の配置基準の設定や、民間園では難しい医療的ケア児の受け入れ、休日保育など、セーフティネットとしての機能を期待する。
- ・小学校就学に向けて切れ目なく対応し、学校との接続をしっかりと行い、5 歳児健診など、関係機関で必要な情報が共有されるようにしてほしい。
- ・教育に関して、先生方の研修が増えるだけで終わることなく、実践的な施策の実現に向かうとよい。
- ・政策間の乗り入れについて、例えばこども・若者総合相談センターは、子育て、教育の双方で連携・協働ができる。計画を周知する際に、関係機関の連携が前提になるとよい。
- ・障がいの認定を受けた人に関しては比較的記載されているが、グレーゾーンで生きづらさを感じているこどものケアも非常に重要。

(4) 安全・安心・快適

- ・防災の分野では、各種団体や関係機関との連携協働とある。実際に浜松市は NPO、社会福祉協議会や国際交流協会等とも横串連携ができていますので、そういう点が具体的に評価指標として明確になるとよい。
- ・総合計画で全体を網羅する中で、具体的な記載は無理だと思うが、災害が起きたときに自分たちがどのように行動すればよいのか、市民と一緒に考え、10 年後を作っていくという計画にしてほしい。
- ・市の最大のテーマである防災について、ハード、ソフトそれぞれしっかり記載されており、今後 10 年に関して必要十分な内容が盛り込まれている。
- ・パブリック・コメントの中で多くの意見があったのは、地域公共交通と交通安全の話。交通安全はかなり強調して書かれているが、地域公共交通については、以前からの公共交通を充実させるというスタンスで記載している。運転手の確保の問題など、公共交通の維持に対する危機感が薄いように感じる。

(5) 環境・暮らし

- ・脱炭素に向けた取組を産業界において実行していることが浜松市の特色であり、脱炭素経営などの表現を分野別計画の産業経済分野に盛り込み、指標にも加えることで実行力が伴う計画となる。

- ・市民が具体的に環境行動を起こすことが重要。その指標として、市域の温室効果ガス排出量の成果指標を企業・産業分野と家庭分野に分けて示すことで、市民の取組の成果として測ることができる。
- ・気象災害の打撃が農林水産業に非常に大きく出る。気候変動の緩和策に関して指標で示したらどうか。それにより一次産業も安全安心を得られるし、市が示すネイチャーポジティブの考え方に沿った取組になる。浜松市ならではの指標を設けて着実に実施してほしい。
- ・計画を作り目標を示すことで、実現するために重点政策になり規制緩和も進む。基本計画を策定したら実行性を担保するよう個別計画や実施計画で進めてほしい。

(6) 健康・福祉

- ・地域には、加齢による生活上の課題や複合的な課題を抱えた方がおり、今後、ますます医療や介護サービスの需要増加が見込まれる状況においては、住民同士の助け合いが重要となる。
- ・孤立を防ぎ、様々な課題を解決するためには、専門職や専門機関だけでなく、地域や社会とつなぎなおす観点が必要。その点において、家事支援サービス事業を実施する地区社協数が指標に掲げられていることは良いと思う。
- ・何十万単位の若い方や健康な方の問診・検診データと、市の豊かな資源やノウハウを組み合わせた市独自の予防医療サービスにより、地域経済の活性化、社会的なつながりができるとよい。
- ・数年後には団塊の世代が 80 歳を超えて、本格的に介護の需要が伸びる。基本計画の推進によって元気な高齢者を増やし、現役世代の方の負担を減らして、市の魅力を輝かせることで、本当に幸福を感じられるまちにつながると考える。

(7) 文化・スポーツ

- ・文化財を残し、つないでいくために専門家の養成は重要であり、政策に位置付けているのが非常に良い。
- ・子どもたちが地域の文化、歴史を学び、地域に誇りを持つような取組を自治会などが中心となって実施し、その地域を育てるという観点があるとよい。
- ・文化財指定されていないものの中で、地域がつないでいるものへの目配りが重要。
- ・スポーツに関する成果指標は成人のみの記載となっているが、インクルーシブの観点から子どもや障がい者等、様々な方を含められるとよい。
- ・健康づくりは、今始めたことが 10 年後の健康に大きく影響するため、特に子どもたちには外遊びや身体活動を増やす政策を実施してほしい。
- ・1 ダースの未来のうち、11 の「スリム」や9 の「老い方」は、様々な価値観があるのでもう少しよい表現がないのかと感じる。また、各分野に番号を当てはめているが、網羅できていないものがある。

(8) 地方自治

- ・市は、近隣の地域、国そして世界とつながっている。計画を実施するにあたっては、世界情勢の変化を踏まえてもらいたい。また、人口減少が避けられない中では他の自治体との連携が必要になってくる。
- ・職員が元気であれば市民の方にも感染する。まずは職員が元気でやっていけるよう取り組むことが、ひいては市民全体の幸福につながると思う。

- ・市は自治会の理事会活動への理解をさらに深め、互いに協力し合いながら基本計画を実行してもらいたい。
- ・女性やこどもという言葉はかなり入っているが、若者という言葉が少ない。10年後に社会の中核となるのは若者であり「次世代を担う若者」のようなキーワードがあるとよい。
- ・指標にも「時間的ゆとり」とあるが、豊かなくらしをするためには、心が安らぐ時間を持つことができるのか、時間をどのように費やすのかといった、時間の付加価値を上げる観点が重要。
- ・今後10年間を考えると、経済安全保障と気候変動が重要になってくる。特に気候変動は、一次産業をはじめとして経済にかなりの影響を与える。同時に技術革新も進むので、持続可能な地域経営の観点で常にアンテナを張っておく必要がある。

浜松市基本計画検討委員会 名簿

(敬称略・順不同)

現行基本 計画分野	委員の分野	所属	役職等	氏名
－	－	浜松市	市長	中 野 祐 介
産業経済	産業分野	浜松商工会議所	会頭	斉 藤 薫
	農林水産分野	浜松市農業委員会	会長	松 島 好 則
子育て・教育	子育て分野	浜松民間保育園長会	会長	中 村 勝 彦
	教育分野	公立大学法人静岡文化芸術大学 文化政策学部 国際文化学科	教授	高 木 邦 子
安全・安心・ 快適	危機管理、 消防分野	浜松の企業が手をつなぐ災害支援 ネットワークはままつ na net	代表世話人 事務局長	鈴木 まり子
	安全、安心分野	浜松市消費者団体連絡会	会長	野 中 正 子
	都市基盤分野 (交通)	国立大学法人埼玉大学大学院 理工学研究科	名誉教授	久 保 田 尚
	都市基盤分野 (都市計画)	国立大学法人豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系	教授	浅野 純一郎
環境・ エネルギー	環境分野	学校法人静岡理工科大学 理工学部建築学科	准教授	石 川 春 乃
	カーボンニュー トラル分野	株式会社浜松新電力	事業部長	北 村 武 之
健康・福祉	福祉分野	浜松市社会福祉協議会 地域支援課	副主幹	鈴 木 美 枝
	医療分野	国立大学法人浜松医科大学 健康社会医学講座	教授	尾 島 俊 之
	健康分野	社会福祉法人聖隷福祉事業団 保健事業部聖隷予防検診センター	事務長	池 田 孝 行
文化・ 生涯学習	創造都市・ 文化分野	国立大学法人静岡大学 情報学部情報社会学科	情報学部長 学術院情報学領域長	笹 原 恵
	スポーツ分野	学校法人常葉大学健康プロデュース 学部心身マネジメント学科	准教授	吉 田 早 織
地方自治・ 都市経営	自治体経営分野	公立大学法人静岡文化芸術大学 文化政策学部文化政策学科	特任教授 副学長	森 俊 太
	市民協働分野	浜松市自治会連合会	会長	廣 野 篤 男
	デジタル分野	株式会社日本総合研究所	プリンシパル	東 博 暢

